

---

平成29年 第1回(定例)周防大島町議会会議録(第2日)

平成29年3月8日(水曜日)

---

議事日程(第2号)

平成29年3月8日 午前9時30分開議

- 日程第1 議案第1号 平成29年度周防大島町一般会計予算
- 日程第2 議案第2号 平成29年度周防大島町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第3 議案第3号 平成29年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計予算
- 日程第4 議案第4号 平成29年度周防大島町介護保険事業特別会計予算
- 日程第5 議案第5号 平成29年度周防大島町簡易水道事業特別会計予算
- 日程第6 議案第6号 平成29年度周防大島町下水道事業特別会計予算
- 日程第7 議案第7号 平成29年度周防大島町農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第8 議案第8号 平成29年度周防大島町漁業集落排水事業特別会計予算
- 日程第9 議案第9号 平成29年度周防大島町渡船事業特別会計予算
- 日程第10 議案第10号 平成29年度周防大島町水道事業企業会計予算
- 日程第11 議案第11号 平成29年度周防大島町病院事業局企業会計予算
- 日程第12 議案第12号 平成28年度周防大島町一般会計補正予算(第4号)(討論・採決)
- 日程第13 議案第13号 平成28年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)  
(討論・採決)
- 日程第14 議案第14号 平成28年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第3号)  
(討論・採決)
- 日程第15 議案第15号 平成28年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)(討論・採決)
- 日程第16 議案第16号 平成28年度周防大島町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)(討論・採決)
- 日程第17 議案第17号 平成28年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算(第3号)(討論・採決)
- 日程第18 議案第18号 平成28年度周防大島町農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)  
(討論・採決)
- 日程第19 議案第19号 平成28年度周防大島町漁業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)  
(討論・採決)

- 日程第20 議案第20号 平成28年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算（第3号）（討論・採決）
- 日程第21 議案第21号 平成28年度周防大島町公営企業局企業会計補正予算（第3号）（討論・採決）
- 

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第1号 平成29年度周防大島町一般会計予算
- 日程第2 議案第2号 平成29年度周防大島町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第3 議案第3号 平成29年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計予算
- 日程第4 議案第4号 平成29年度周防大島町介護保険事業特別会計予算
- 日程第5 議案第5号 平成29年度周防大島町簡易水道事業特別会計予算
- 日程第6 議案第6号 平成29年度周防大島町下水道事業特別会計予算
- 日程第7 議案第7号 平成29年度周防大島町農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第8 議案第8号 平成29年度周防大島町漁業集落排水事業特別会計予算
- 日程第9 議案第9号 平成29年度周防大島町渡船事業特別会計予算
- 日程第10 議案第10号 平成29年度周防大島町水道事業企業会計予算
- 日程第11 議案第11号 平成29年度周防大島町病院事業局企業会計予算
- 日程第12 議案第12号 平成28年度周防大島町一般会計補正予算（第4号）（討論・採決）
- 日程第13 議案第13号 平成28年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）（討論・採決）
- 日程第14 議案第14号 平成28年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）（討論・採決）
- 日程第15 議案第15号 平成28年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）（討論・採決）
- 日程第16 議案第16号 平成28年度周防大島町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）（討論・採決）
- 日程第17 議案第17号 平成28年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算（第3号）（討論・採決）
- 日程第18 議案第18号 平成28年度周防大島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）（討論・採決）
- 日程第19 議案第19号 平成28年度周防大島町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）（討論・採決）

日程第20 議案第20号 平成28年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算（第3号）（討論・採決）

日程第21 議案第21号 平成28年度周防大島町公営企業局企業会計補正予算（第3号）（討論・採決）

---

出席議員（14名）

1番 藤本 浄孝君	2番 新田 健介君
3番 吉村 忍君	4番 砂田 雅一君
5番 田中 豊文君	6番 吉田 芳春君
7番 平野 和生君	8番 松井 岑雄君
9番 尾元 武君	10番 新山 玄雄君
11番 中本 博明君	12番 久保 雅己君
13番 小田 貞利君	14番 荒川 政義君

---

欠席議員（なし）

---

欠 員（なし）

---

事務局出席職員職氏名

事務局長 福田 美則君	議事課長 大川 博君
書記 岡本 義雄君	

---

説明のため出席した者の職氏名

町長 …………… 椎木 巧君	代表監査委員 …………… 西本 克也君
副町長 …………… 岡村 春雄君	教育長 …………… 西川 敏之君
公営企業管理者 …………… 石原 得博君	総務部長 …………… 奈良元正昭君
産業建設部長 …………… 池元 恭司君	健康福祉部長 …………… 平田 勝宏君
環境生活部長 …………… 佐々木義光君	久賀総合支所長 …………… 松田 博君
大島総合支所長 …………… 奥村 正博君	東和総合支所長 …………… 中田 兼歳君
橘総合支所長 …………… 青木 一郎君	
会計管理者兼会計課長 ……………	木村 秀俊君
教育次長 …………… 岡野 正徳君	公営企業局総務部長 …… 藤田 隆宏君

総務課長 …………… 中村 満男君      財政課長 …………… 重富 孝雄君  
政策企画課長 …………… 舩本 公治君      健康増進課長 …………… 永田 広幸君  
介護保険課長 …………… 近藤 晃君

---

午前9時30分開議

○議長（荒川 政義君） 改めまして、おはようございます。昨日の本会議に続き、お疲れさまです。

これから本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配布してあるとおります。

---

### 日程第1. 議案第1号

○議長（荒川 政義君） 日程第1、議案第1号平成29年度周防大島町一般会計予算を議題とします。

補足説明を求めます。奈良元総務部長。

○総務部長（奈良元正昭君） 議案第1号平成29年度周防大島町一般会計予算について、補足説明をいたします。

予算書及び事項別明細書につきましては、一般会計と特別会計、あるいは企業会計で別冊となっております。一般会計の予算書の御準備をお願いいたします。

それでは、一般会計予算の補足説明をさせていただきます。

予算書の1ページをお願いいたします。第1条におきまして、歳入歳出予算の総額を138億4,000万円と定めております。対前年度比0.4%、6,200万円の減額予算となっております。

第2条、地方債は、10ページの第2表のとおり、それぞれの事業実施にあたり起こすことのできる地方債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めるものであり、その限度額を13億4,500万円と定めるものでございます。

第3条は、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の最高額を30億円と定めております。

第4条は、歳出予算の流用でございますが、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、同一款内における給料等の項間の流用と定めるものでございます。

それでは、事項別明細書により、順を追って歳入歳出予算の主なものにつきまして御説明をさせていただきます。

まず、歳入につきまして、事項別明細書の5ページをお願いいたします。

1 款町税の1 項町民税は5 億1, 5 7 6 万1, 0 0 0 円を計上いたしました。前年度の調定見込みを踏まえ、対前年度比2 9 1 万4, 0 0 0 円の減額計上でございます。

2 項固定資産税は、主に太陽光発電等の機械装置の新規設置による増額見込みで、前年度比1, 0 5 2 万7, 0 0 0 円増の6 億6, 2 6 4 万5, 0 0 0 円の計上でございます。

6 ページの3 項軽自動車税、4 項たばこ税、5 項入湯税につきましては、2 8 年度の調定額を参考に積算し計上しておりますが、軽自動車税につきましては4 3 6 万8, 0 0 0 円の増額と見込んでおります。

7 ページの2 款地方譲与税から、8 ページ、8 款地方特例交付金までは、いずれも平成2 8 年度の決算見込みと地方財政見通しをもとに試算し計上しておりますが、6 款地方消費税交付金は、今年度の実績見込みが当初より減額傾向となっていることから地方財政見通しも加味し、対前年度比1 0. 3 %、3, 0 0 0 万円の減額計上でございます。

9 ページの9 款地方交付税は、対前年度比2. 3 %減の7 5 億6, 0 0 0 万円を計上しております。内訳は、普通交付税が前年度と同額の6 9 億5, 0 0 0 万円、特別交付税は前年度より1 億8, 0 0 0 万円減の6 億1, 0 0 0 万円となっております。特別交付税につきましては、福祉事務所経費が平成2 9 年度から普通交付税で算定されることとなったことによる減額が要因でございます。

なお、普通交付税につきましては、福祉事務所経費の増額と合併算定替えによる減額等を考慮し、前年度と同額となっております。また、臨時財政対策債を含めた広義の地方交付税額は、対前年度比2. 0 %、1 億6, 0 0 0 万円の減額となっております。

1 0 款交通安全対策特別交付金は、前年並みの3 0 0 万円を計上いたしました。

1 1 款分担金及び負担金1 項分担金は、県営事業により久賀地区及び戸田地区の区画整理等を行う耕作放棄地解消発生防止基盤整備事業の分担金2 6 0 万5, 0 0 0 円の計上でございます。

2 項負担金は、老人保護措置費負担金として3, 1 4 9 万円、児童福祉費負担金、保育料でございますが、公立、私立を合わせ5, 5 8 7 万2, 0 0 0 円の計上が主なものでございます。児童福祉費負担金においては、引き続き保育所への同時入所の2 人目以降を無料化とし、保護者の負担軽減をする取り組みを行っているところでございます。

1 0 ページの1 2 款使用料及び手数料のうち1 項使用料は、町営駐車場、斎場、市民農園、中小企業従業員住宅、星野哲郎記念館、公営住宅等々、町内各施設の使用料の計上であり、1 3 ページにございますように、総額1 億6, 5 0 3 万2, 0 0 0 円となっております。

2 項手数料は、戸籍、住民票等の発行手数料、ごみ処理手数料等を合わせ2, 6 2 5 万円の計上でございます。

1 5 ページ、1 3 款国庫支出金の1 項国庫負担金は、国保基盤安定負担金、障害者自立支援給

付費負担金、私立保育所運営費負担金、児童手当負担金、また福祉事務所関係経費の児童扶養手当負担金及び生活保護費負担金などの計上で、総額8億5,295万3,000円の計上でございます。

16ページの2項国庫補助金のうち、1目総務費国庫補助金では、再編交付金1億3,850万円の計上のほか、個人番号カード交付事業費補助金195万円が主な計上となっております。

なお、当初予算案の概要35ページに再編交付金充当事業を掲載しております。

2目民生費国庫補助金は、町任意の障害福祉サービスを行う地域生活支援事業補助金を障害福祉費補助金に、放課後児童クラブ事業などの子ども・子育て支援交付金を児童福祉費補助金へそれぞれ計上しております。

3目衛生費国庫補助金は、合併浄化槽設置補助に係る循環型社会形成推進交付金、がん検診総合支援事業補助金を、また4目農林水産業費国庫補助金は海岸保全施設整備事業補助金1億3,625万円の計上でございます。

17ページ、5目土木費国庫補助金は、町道三ツ松東線道路改良事業のほか、道路橋梁の改良事業に係る活力創出基盤整備交付金7,280万円が主な計上でございます。

6目消防費国庫補助金は、山口県が土砂災害特別警戒区域を指定したことから、ハザードマップを整備するための交付金及び民間住宅耐震改修交付金等でございます。

7目教育費国庫補助金は、防音事業関連維持費補助金のほか、就学奨励費補助金の計上が主なものでございます。

3項国庫委託金は、基礎年金等に係る事務委託金を計上しております。

18ページ、14款県支出金1項県負担金は、国保基盤安定負担金、障害者自立支援給付費負担金、後期高齢者基盤安定負担金、私立保育所運営費負担金、児童手当負担金、生活保護費負担金等、総額4億5,277万3,000円の計上でございます。

19ページの2項県補助金のうち1目総務費県補助金は、笠佐島のし尿収集運搬車整備に係る離島の定住・交流サポート事業補助金468万9,000円を新規に計上しております。

2目民生費県補助金は、福祉医療費補助金、国保負担軽減対策費助成事業補助金、子ども・子育て支援交付金が主なもので、総額9,365万円の計上でございます。

20ページの3目衛生費県補助金は、広域水道出資債元利補給金3,894万7,000円、健康増進事業補助金227万6,000円の計上が主なものであり、総額4,269万7,000円となっております。

4目農林水産業費県補助金は、農業費補助金では中山間地域等直接支払交付金事業補助金、新規就農者確保事業補助金、産地競争力強化対策事業補助金が、水産業費補助金では海岸保全施設整備事業補助金、水産物供給基盤機能保全事業補助金が主な計上で、総額1億5,689万

9,000円の計上となっております。

21ページ、5目商工費県補助金は、生活交通路線維持負担金への補助金及び広域消費生活センター運営等に係る山口県消費者行政推進事業費補助金の計上でございます。

6目消防費県補助金は、民間建築物耐震改修等推進事業費補助金の計上でございます。

7目教育費県補助金は、いじめ問題等対策推進体制整備事業補助金のほか、学校・家庭・地域の連携による教育支援活動促進事業補助金が主な計上となっております。

22ページ、3項県委託金の1目総務費県委託金につきましては、県税徴収事務委託金、山口県知事選挙に対する委託金の計上が主なものでございます。

23ページの5目商工費県委託金は、片添ヶ浜海浜公園の指定管理料として2,934万7,000円を計上しております。

6目土木費県委託金は、水門、樋門の管理委託金のほか、5年に一度実施する都市計画区域の基礎調査への委託金の計上が主なものでございます。

24ページ、7目消防費県委託金は、防災センターの指定管理料2,704万円を計上いたしました。

15款財産収入では、財産運用収入として土地及び建物の貸付収入、教員住宅家賃収入及び各基金の利子収入を計上しております。

26ページの16款寄附金は、ふるさと寄附金1,500万円、10周年を迎えます星野哲郎スカラシップ寄附金100万円等の計上が主なものでございます。

17款繰入金は、財政調整基金2億4,373万6,000円、減債基金1億4,922万9,000円、ちびっ子医療費助成事業基金2,348万円、観光振興事業助成基金1,306万1,000円、福祉医療費一部負担金助成事業基金1,265万4,000円、ふるさと応援基金1,620万円、CATV加入促進事業基金200万円、外国語活動推進事業基金863万7,000円を、それぞれ基金条例の目的に応じ取り崩すこととしております。また、地方創生につなげる取り組みに充当するため、町独自のまち・ひと・しごと創生基金を8,305万2,000円、周防大島高等学校通学支援費給付事業に充てるための周防大島高等学校通学支援費給付基金750万円を取り崩すこととしております。

なお、各基金の平成29年度末における基金残高見込みは、当初予算案の概要の8ページに掲載をしております。

27ページの18款繰越金は1,000万円の計上でございます。

28ページ、19款諸収入3項貸付金元利収入は、中小企業勤労者小口資金貸付金、住宅新築資金等貸付金、地域総合整備資金貸付金の元利または元金収入の計上でございます。

29ページ、4項雑入では、学校給食収入4,818万4,000円、雑入において、福祉医療

費高額払戻金、有害鳥獣捕獲分担金、ごみ収集袋売上代金、片添ヶ浜施設使用料、B & G財団修繕助成金、指定管理者町納付金等が主なもので、総額2億687万9,000円の計上となっております。

33ページは20款町債でございます。海岸保全施設整備事業の水産業債、B & G海洋センター体育館の空調を整備するための教育債、港整備交付金事業負担金等の過疎対策事業債、東和総合支所・教育庁舎新築事業等に係る合併特例債等に臨時財政対策債4億円を加え、総額13億4,500万円の計上で、前年度比3億1,330万円、30.4%の増となっております。

以上が歳入でございます。

続きまして、歳出の主なものを御説明いたします。

37ページをお願いいたします。1款1項1目議会費は、総額で9,443万6,000円の計上で、職員人件費並びに議員報酬、議会運営経費等が主なものでございますが、昨年の改選による定数削減により932万円の減額となっております。

39ページの2款総務費1項総務管理費1目一般管理費の職員人件費は、特別職、一般職64名分の給料、各種手当、共済費のほか、退職手当組合負担金等を合わせ7億3,812万9,000円の計上でございます。

40ページの行政一般経費につきましては5,878万9,000円の計上でございます。行政連絡員の報酬につきましては、1戸当たり1,600円から1,500円とすることとしております。また、平成28年度から実施しております人事評価制度について、職員への研修のための支援業務の委託料を新規に計上しております。さらに、空き家対策といたしまして、特定空き家判定調査の委託料や、空き家の所有者が町内の金融機関を利用し空き家対策ローンの借り入れを行った場合の利子補給金についても計上いたしております。

42ページの契約監理一般経費では、契約・工事管理システムの運用経費が主なものでございます。

43ページ、2目文書広報費のうち文書広報事業費は、広報誌作成経費、情報公開関係経費及びワンテマディスカッションに係るものが主なものでございますが、改正個人情報保護法の施行により改正が必要となる条例の整備についての支援業務を新規に計上しております。

44ページ、情報通信施設管理経費は、防災行政無線維持管理経費が主なものでございます。

地域情報通信基盤整備推進事業では、周防大島町の行政情報の制作や、議会中継などを行うCATV情報チャンネル番組制作委託料及びCATV加入促進事業補助金等を計上しております。

46ページ、5目財産管理費、財産管理一般経費は、公共施設及び公用車の保険料等の計上のほか、指定管理を行っている施設の協定に基づき町が行うべきものなど、町有財産の緊急的に対応すべき修繕費として700万円、工事請負費700万円、備品購入費として300万円を引き



続き一括して計上をしております。

47ページ、基金管理経費は、基金の利息を積立金として基金に積み立てるものでございます。

6目企画費、企画一般経費は2,625万円の計上でございます。ここでは、負担金、補助及び交付金において引き続き、定住促進対策事業補助金、周防大島高校を支援する会補助金、起業教育研究センター補助金及び移住者向け空き家バンク登録推進事業補助金等を計上するとともに、イベントの共同開催や行政事務の広域処理の研究協議に取り組む柳井地区広域行政連絡協議会、広島広域都市圏協議会の負担金を計上しております。移住者向け空き家バンク登録推進事業補助金は平成26年度からの取り組みで、移住者に向けた住、住まいの確保対策として空き家の改修費または家財の処分費用を助成することで、空き家バンクへの登録をしやすくするものでございます。

続いて、ふるさと応援事業は、ふるさと寄附金に係る事業を計上するもので、寄附金の受け付けからカタログの作成・印刷、寄附の受領証明書の作成や送付等を一括して外部に委託することといたしました。なお、ふるさと応援基金の活用につきましては、図書館利用者の利便性向上のための図書館情報総合システム更新事業に充てる予定としております。

50ページ、海域保全管理事業は、ニホンアワサンゴ群生地周辺の海域の保全と資源活用のため、協議会への補助金72万円を計上しております。

若者定住住宅用地整備事業は、移住者をはじめ、若者が居住適地と考える住宅用地を造成整備し、安価に提供することで若者定住を図ろうとするもので、2,980万円の計上でございます。

企業誘致対策事業は、町内に企業誘致をすることで、しごとやひとの流れを創出し、若年層の定住を促進しようとするもので、今年度は現在利用している旧和田小学校に係る経常経費281万8,000円の計上でございます。

51ページ、7目支所及び出張所費では1億1,224万1,000円を計上しております。各庁舎の維持管理のほか、工事請負費、原材料費、小規模施設整備事業補助金により、防災減災対策をはじめ、地域住民からの要望に迅速に対応しようとするものでございます。また、各出張所経費には非常勤嘱託員報酬、施設の維持管理経費を計上しております。

また、58ページには、定住対策の一環として空き家を町で一括借り上げして、移住者や町内外の若者へ住居の提供を行う空家有効活用事業に1,522万6,000円を計上しております。

59ページの8目電子計算費は、各庁舎を結ぶLANシステムの通信運搬費、電算システムの保守料及び借上料等の計上のほか、事務機器借上料の計上で、1億3,146万2,000円の計上となっております。

60ページの9目地域振興費、地域づくり推進事業は、自治会振興奨励金、地域づくり活動支援補助金、地域おこし協力隊経費のほか、集落支援員に係る経費を計上しているところでござい

ますが、61ページ、元気生活圏補助金は、地域の課題を解決するために白木半島地区コミュニティ協議会への補助金を新規に計上しております。

62ページの町人会経費は、各地区の町人会への参加経費でございます。

10目交通安全対策費につきましては、交通安全に係る啓発経費、交通安全対策協議会、交通事故相談所、交通安全協会への負担金の計上でございます。

63ページ、11目諸費は494万4,000円の計上でございますが、県市町総合事務組合をはじめとする各種団体への負担金が主なものでございます。

64ページからは、2項徴税费でございます。

1目税務総務費の税務一般経費は608万4,000円の計上ですが、償還金450万円が主なものでございます。

65ページの2目賦課徴収費は、納税通知書の印刷経費及び郵送経費のほか、滞納整理に係る経費の計上が主なものでございますが、平成30年度からコンビニ収納を行うための準備経費を新規に計上しております。

67ページの3項戸籍住民基本台帳費の戸籍住民基本台帳一般経費につきましては、戸籍総合システム等の保守並びに借上料の計上でございます。

68ページ、4項選挙費でございます。1目選挙管理委員会経費は、選挙管理委員の報酬等の計上となっております。

69ページ、2目山口県知事選挙費は、平成30年2月の任期満了に伴う選挙経費の計上でございます。

71ページ、5項統計調査費は、就業構造基本調査や工業統計調査等の経費83万4,000円の計上でございます。

72ページの6項監査委員費は、監査委員報酬ほか115万1,000円の計上でございます。続いて3款民生費でございます。まず、1項社会福祉費でございます。

1目社会福祉総務費におきまして、社会福祉総務一般経費では、主に74ページ、町社会福祉協議会への補助金5,260万6,000円を含む6,396万円を計上いたしました。福祉タクシー利用助成金は710万5,000円の計上となっております。

民生委員児童委員会経費は、民生委員児童委員の活動費として1,553万7,000円を計上しております。

福祉医療事業は1億3,786万6,000円の計上でございますが、福祉医療費一部負担金助成事業基金を充当しての予算計上でございます。

75ページ、ちびっ子医療費助成事業は1,781万6,000円を計上いたしました。小学生以下の全ての子供の医療費を無料化するものでございます。

中学生医療費助成事業は、ちびっ子医療費助成事業の対象を拡充し、中学生までを対象として医療費を無料にするものでございます。

福祉センター運営経費は、久賀福祉センターの管理運営経費630万2,000円の計上でございます。

77ページ、社会福祉施設整備事業経費は、施設の借地料326万4,000円の計上でございます。

生活困窮者自立支援事業は、主に生活困窮者自立支援法に基づき、相談支援員を配置する経費を計上しております。

79ページの2目障害福祉費の障害福祉一般経費につきましては、平成30年度から第5期障害福祉計画策定のための業務委託料及び町外の就労訓練事業所へ通うために要する交通費を助成する障害者就労訓練施設通所交通費助成事業が主なものでございます。

80ページの障害者地域生活支援事業は1,702万円を計上し、障害者への訪問入浴サービス事業、障害者相談支援事業、移動支援事業等の委託、また日常生活用具給付事業、自動車運転免許取得費助成事業等として扶助するものでございますが、81ページに障害者やその家族、地域住民等による取り組みを支援する自発的活動事業補助金を新規に計上しております。

障害者自立支援給付費事業は4億3,911万円の計上でございますが、負担金、補助及び交付金において、障害者に対する在宅でのサービスや施設への入所、通所に要する介護給付費・訓練等給付費の4億1,886万8,000円が主なものとなっております。

82ページ、障害者区分認定等事業は、介護保険と同様に、障害者もその程度を認定する経費として、審査会委員の報酬等の計上でございます。

更生医療事業は2,081万1,000円の計上でございます。

特別障害者手当等給付事業は福祉事務所設置に伴うもので、特別障害者手当及び障害児福祉手当をそれぞれ扶助費として計上しております。

83ページ、障害児施設給付費事業は、障害児通所給付費が放課後等デイサービス事業の利用者増の影響から増額となっており、2,852万円の計上となっております。

84ページ、3目老人福祉費、老人福祉一般経費は、はり・きゅう等施術助成事業、ねたきり老人等紙おむつ助成事業の扶助費及び平成30年度からの第7期高齢者福祉計画・介護保険計画策定のための業務委託料429万9,000円が主なものでございます。

85ページの老人福祉事業は、高齢者生活福祉センターしらとり苑及び和田苑の指定管理料及び養護老人ホームの入所に対する老人保護措置費の計上でございます。

敬老会事業は、高齢者を対象に実施いたします敬老会の経費の計上でございます。

86ページ、介護予防・地域支え合い事業（補助）につきましては、単位老人クラブへの補助

金及び老人クラブ連合会が実施する健康づくり事業等、老人クラブへの補助金でございます。

介護予防・地域支え合い事業（単独）につきましては、町が単独事業として取り組む事業に係る予算で、1,277万4,000円の計上でございます。食の自立支援事業、緊急通報システム事業、老人クラブに対する高齢者の地域活動等事業補助を実施するものでございますが、前年度まで計上されておりました生きがい活動支援通所事業は廃止し、介護保険の新しい総合事業へ移行することとしております。

県後期高齢者医療広域連合事業は、前年度比535万5,000円増の4億2,076万2,000円を計上しております。医療給付費の一部を負担する後期高齢者療養給付費等負担金は4億1,899万8,000円の計上でございます。

88ページ、4目国民年金費、国民年金一般経費は、国民年金法に基づく届出書の電子媒体化に係るシステム改修費134万円を新規に計上し、国民年金の受付業務等を行うものでございます。

5目介護保険対策費、介護保険対策事業では、所得指標見直し等によるシステム改修経費で474万6,000円を計上しております。

89ページ、介護予防一般経費は、公用車管理経費及び周防大島認知症を支える会補助金が主なものでございます。

周防大島版CCRCネットワーク推進事業は、空き家の有効活用や医療介護サービス、雇用の継続等、地域課題の解決に向け策定したCCRC構想の実現に向けての経費を計上しております。

90ページの2項児童福祉費でございます。

1目児童福祉総務費のうち、児童福祉総務一般経費では、各保育所、月2回程度の開催を予定しております保育所英語講師派遣事業として講師への報償費等が主な計上でございます。

91ページ、児童福祉事業は、町内児童クラブの運営委託料、子育て支援センターを運営委託する地域子育て支援拠点事業委託料及び母親クラブへの助成金の計上でございます。

児童公園等管理経費は、町内10カ所の児童公園の維持管理経費の計上でございます。

92ページ、児童館運営経費は449万5,000円の計上でございます。

93ページ、家庭児童相談援助事業は福祉事務所の設置に伴う事業で、家庭児童相談室に配置する家庭相談員に要する経費が主なものでございます。

2目児童措置費の児童手当事業は、児童手当の給付に要する事務費と給付費、合わせて1億3,051万2,000円の計上でございますが、給付額はこれまでどおり、3歳未満児には月額1万5,000円、3歳以上小学校修了前までは月額1万円、第3子以降は月額1万5,000円、中学生は月額1万円、所得制限以上の世帯は月額5,000円となっております。

94ページ、3目母子福祉費は福祉事務所設置に伴う事業で、6,231万8,000円の計上

となっております。

児童扶養手当事業はひとり親世帯等の養育支援で、児童扶養手当の扶助費5,435万7,000円が主なものでございます。

母子家庭等自立支援給付金事業は母子家庭等の自立のための就業支援を行うもので、扶助費410万円の計上でございます。

母子・父子自立支援相談事業は母子・父子自立支援に係る相談事業を実施するもので、母子・父子自立支援員への報酬が主なものとなっております。

95ページ、母子生活支援施設措置委託事業は、心身と生活を安定させるため母子生活支援施設へ入所措置をとった場合の施設への支弁経費の計上でございます。

4目保育所費は、町内3カ所の町立保育所の運営費として、人件費を含め1億4,118万6,000円の計上でございます。

なお、98ページの日良居保育所運営経費につきましては、指定管理制度により運営しておりますので、指定管理料5,080万円を計上しているところでございます。

99ページ、5目保育所運営費は、私立保育所運営委託料、障害児保育事業、延長保育促進事業、保育士等の研修を支援する子ども・子育て支援体制整備総合推進事業の各補助金の計上で、総額4億566万8,000円、前年度比7,105万6,000円の減額計上となっておりますが、入所見込みの園児が減少したことが主な要因でございます。

3項生活保護費は、福祉事務所設置に伴う事業の計上でございます。

1目生活保護総務費では、生活保護等関係事務に要する職員人件費3,944万2,000円、100ページ、事務経費として生活保護総務一般経費444万8,000円を計上しております。

生活保護総務一般経費は、嘱託医への報酬、システムの保守管理業務委託料が主なものでございます。

101ページ、2目扶助費は生活保護費関係の扶助費4億1,015万5,000円の計上で、前年度比913万5,000円の増額計上となっております。

続きまして、4款衛生費1項保健衛生費になります。

1目保健衛生総務費のうち、102ページ、保健総務一般経費は1,278万4,000円の計上でございますが、引き続き、ちょび塩でおいしく、運動・活動で元気に！をキャッチフレーズに、減塩と運動に重点を置き取り組む健康増進計画推進事業経費についても、この事業において計上をしておるところでございます。

104ページ、母子保健事業は1,169万4,000円を計上し、妊婦一般健診等の健診事業に加え、就学前児童の言語理解力や社会性などの確認を通じて集団行動や社会生活の中での支障となる発達の偏りを発見し、育児支援を行おうとする5歳児発達健診や相談事業、特定不妊治療

費助成金につきましても、引き続き実施することとしております。

105ページの救急医療体制事業は1,606万4,000円を計上し、町内の一次救急である休日医療体制及び二次救急である柳井広域圏の救急医療体制の確立を図るものでございます。また、106ページ、救急告示病院である周東総合病院への運営費負担金330万3,000円を引き続き計上するとともに、近年の産科医療の厳しい環境の中で、医療機関において適切に対応できる環境を確保するため、周産期医療支援事業及び産科医確保支援事業の補助金に加えて周産期医師確保支援事業補助金を新規に計上しております。

しまとびあスカイセンター管理経費は、施設を管理するための経費424万8,000円の計上でございます。

107ページ、日良居庁舎管理経費は、庁舎の維持管理に係る経費584万2,000円を計上するものでございます。

2目予防費の健康増進事業は358万1,000円を計上し、要保護者の健康診査、節目検診としての骨粗しょう症や肝炎ウイルス健診を実施する経費の計上でございます。また、歯周病細菌が心臓病や肺炎、糖尿病など多くの疾患の要因なるということから、40歳以上の全ての人を対象に、歯周病検診の受診費用を助成することとしております。

108ページ、検診事業は2,358万2,000円の計上でございます。がん検診や脳ドック検診の経費を計上しております。子宮がん検診では、受診率を高めるため、20歳から40歳の方の個別検診を実施することとしております。また、簡易脳ドック検診は町独自の取り組みで、40歳から60歳までの5歳刻みの節目到達者を対象に受診料を助成し、脳梗塞をはじめとする脳疾患の早期発見を目指すものでございます。

予防接種事業では4,027万1,000円を計上し、小児に対する四種混合、日本脳炎などのほか、高齢者のインフルエンザ、65歳から5歳ごとの節目を対象とする成人用肺炎球菌ワクチンの予防接種、さらに妊婦が風疹にかかると先天性風疹症候群を持った乳児が生まれる可能性があることから、成人への風疹予防接種についても計上しているところでございます。

また、子育て支援任意予防接種事業といたしまして、乳幼児が受ける予防接種の中で、任意の予防接種のため公費助成がなされていないロタウイルス、おたふく風邪の予防接種について、費用の半分を助成することとしております。

110ページ、3目環境衛生総務費、環境衛生総務一般経費は600万2,000円の計上でございますが、走行に不具合が生じております公用車の更新経費の新規計上を行っております。

111ページ、水道対策事業は柳井地域広域水道企業団への補助金及び出資金の計上で、前年度から348万2,000円減額、643万円の計上でございます。

合併浄化槽設置事業は1,617万8,000円増の3,462万7,000円の計上でございま

すが、行政報告のとおり、新規に下水道等処理区域との格差是正及び汚水処理人口普及率の増大を目的として、町単独の嵩上げ補助を行うことといたしております。

112 ページ、4 目火葬場費、火葬場等管理経費は 2,925 万 9,000 円を計上し、町内の斎場の管理運営を行うものでございます。

114 ページからは、2 項清掃費でございます。

1 目清掃総務費、久賀東庁舎維持管理事業は、久賀東庁舎の維持管理経費 486 万 7,000 円の計上でございますが、夏季に不具合が生じております空調設備の修繕費を新規に計上しております。

115 ページ、2 目じん芥処理費のうち、じん芥処理経費は主に廃棄物収集のための経費として 7,621 万 7,000 円の計上でございます。

116 ページ、じん芥処理施設管理経費は、清掃センターの維持管理経費として 1 億 4,443 万 2,000 円の計上でございますが、施設の長寿命化を図るため修繕費 5,372 万 4,000 円、施設の運転管理の委託料 4,674 万 7,000 円が主なものでございます。

118 ページの不燃物処理施設管理経費は、環境センターの維持管理を行うため、4,181 万 9,000 円を計上しております。

119 ページの 3 目し尿処理費、し尿処理経費は、情島、前島、笠佐島のそれぞれ離島におけるし尿処理施設維持管理等の経費を計上しておりますが、新規に笠佐島し尿収集運搬車の整備に係る経費を計上しております。

120 ページ、し尿処理施設管理経費の 1 億 2,920 万 6,000 円は、衛生センターの維持管理経費でございます。

清掃センターと同様に施設の運転管理の外部委託により効率的な運用を図ることとしており、施設の延命化を図るための修繕費 2,204 万 4,000 円を計上しております。また、121 ページ、工事請負費の 4,320 万円は、昭和 60 年の建設当時から未改修であった生物処理設備の改修工事を行うものでございます。

次に、5 款農林水産業費でございます。

122 ページ、1 項農業費 1 目農業委員会費、農業委員会一般経費は、農業委員の報酬及び委員会の運営経費でございます。農地の利用状況調査や農地基本台帳整理のために賃金を計上しておりますが、農業委員会改革の一環として新規に農地利用最適化推進委員を設置するものでございます。

124 ページの 3 目農業振興費の農業振興対策一般経費は、主にルーラルオレンジフェスタ事業負担金、生改連協議会補助金の計上でございます。

125 ページの担い手総合支援事業は 2,742 万 8,000 円の計上でございます。

委託料の大島農業担い手就農支援事業は、かんきつ主体の新規就農希望者の研修支援といたしまして、JA山口大島等の業務の中で就農に向けた研修を行おうとするもので、2名分240万円の計上でございます。負担金、補助及び交付金において、担い手育成総合支援協議会への交付金のほか2,502万8,000円を計上し、新規就農者の支援を行うものでございます。

新規就農者確保事業（営農開始型）では、経営安定のため、月額12万5,000円、夫婦型につきましては18万7,500円でございますが、これを給付し、また就農準備型対象者研修のための指導農家についても補助を行う経費を計上しており、新規に法人が新規就農者に対し必要なノウハウ等を習得させるための取り組みへの定着支援給付金を計上しております。

特産対策事業では3,883万8,000円を計上し、主に本町の基幹産業であるかんきつ栽培等を支援することとしており、有害虫発生防止のための伐採や薬剤の助成、また栽培管理施設整備等を行う産地競争力強化対策事業を引き続き実施する予定でございます。

鳥獣被害防止施設等整備事業補助金は、イノシシの被害対策として設置する防護柵等の購入費を助成するものでございます。

また、産地競争力強化対策事業補助金により、ハウス施設導入に取り組む農業者の負担を軽減するハウス施設導入モデル支援事業補助金も引き続き実施することとしております。

先導的果樹花木導入支援事業補助金は、耕作放棄農地の保全対策とあわせ、新たな特産品や観光資源になる果樹花木の植栽を推進するもので、苗木の購入費を助成するものでございます。

さらに、大島かんきつ産地継承夢プランの実現に向け、ゆめほっぺなど高品質果実の安定生産を図るため、タイベックマルチ・排水対策事業補助金、ゆめほっぺ比率向上対策事業補助金も計上しておりますが、新規にせとみの苗木助成を計上しておるところでございます。

126ページ、中山間地域等直接支払事業は1,159万5,000円の計上で、農地の多面的機能の確保のため、31地区の集落協定地区を対象にした予算計上でございます。

127ページの橘地区農産物加工センター管理運営経費から129ページの大島地区農産物加工センター管理運営経費までは、各農産物加工施設の維持管理経費でございます。

農園施設管理経費は、市民農園施設であるガルデンヴィラ大島やクカインガルデンの維持管理経費でございます。

130ページ、耕作放棄地解消支援事業は、県営耕作放棄地解消発生防止基盤整備事業の組織づくり等、事業推進に要する久賀・戸田地区の事務的な経費の計上でございます。

農地中間管理機構事業は、農業の担い手の経営規模拡大や農用地の集積・集約化、新たな農業経営参入を効率的に促進するため、県において設置される農地中間管理機構の業務の一部を受託するものでございます。

131ページ、4目畜産業費は東部地区家畜診療所運営への負担金が主なものでございます。



5目農地費の農地一般管理経費は1,524万6,000円の計上でございますが、132ページの地域からの要望に対応する工事請負費650万円が主なものでございます。

133ページの排水施設管理事業は、農林課が所管する排水施設の管理経費の計上でございます。

単県農山漁村整備事業は、日良居地区の土地改良事業等の計画的な推進に必要な合意形成等を行うための整備構想図を作成する経費を新規に計上するものでございます。

県営農業基盤整備事業は、農道保全対策事業、耕作放棄地解消発生防止基盤整備事業として県が行う事業の負担金を計上するもので、総額8,225万円となっております。

134ページ、広域農道管理事業286万円は、県から移譲を受けた広域営農団地農道の維持管理経費の計上で、主にはトンネルに係る設備の維持管理経費でございます。

多面的機能支払事業は、農業や農村が有する水源涵養などの多面的な機能の維持・発揮に努める地域の協働活動を支援する事業で、211万2,000円の計上でございます。

6目水田営農費は、経営所得安定対策推進事業として63万7,000円の計上で、主に現地確認等に要する経費及び周防大島地域農業再生協議会に対する事務費の補助金を計上するものでございます。

135ページ、7目農村環境改善センター費は、蒲野、沖浦、油田、白木の各農村環境改善センターの管理経費で、1,630万3,000円の計上でございます。

138ページ、2項林業費1目林業総務費では、林業総務一般経費において、遊歩道の整備や伐採等を行う自然公園環境整備業務や、竹林活用のモデルとなる整備を支援するモデル竹林整備事業補助金を計上しております。

140ページ、有害鳥獣捕獲事業におきましては、タヌキ、イノシシ等の有害鳥獣を捕獲するための委託料1,070万円やイノシシの生態や食性調査を委託する有害鳥獣対策調査研究委託料74万円、141ページの野性鳥獣食肉処理施設等整備事業補助金50万円のほか、仮称でございますけれども、有害鳥獣パトロール隊を設置し定期的にパトロールを行い、被害状況等の確認を行い、猟友会と連携して効果的な有害鳥獣対策を行う経費や、近年懸念されておりますサル被害への対策経費として大島大橋への防護柵及びパネル設置経費を新規に計上し、総額2,296万円となっているところでございます。

142ページからは、3項水産業費となります。

143ページ、1目水産業総務費、水産総務一般経費は、11月に開催予定となっております豊魚祭に対する開催負担金や出展者への補助金等を新規に計上しております。

2目水産業振興費、水産振興対策事業につきましては5,392万6,000円の計上でございます。144ページのナルトビエイの有害生物駆除事業委託料109万1,000円の計上のほ

か、負担金、補助及び交付金では、下田地区漁船捲上施設新設工事や浮島地区リフト・スチロール倉庫増築工事のほか、漁業経営構造改善事業補助金930万9,000円、漁業担い手育成支援のためのニューフィッシャー確保育成推進事業補助金1,092万5,000円を計上しているところでございます。

また、みなとオアシス整備事業は、安下庄地区の観光漁業を発展させるために基幹施設の整備を行う経費を新規に計上しておるところでございます。

単県農山漁村整備事業（水産振興）につきましては140万8,000円の計上で、タコ産卵施設の整備を行うものでございます。

145ページ、種苗放流育成事業は1,185万5,000円を計上し、種苗放流に係る種苗購入経費等を漁協へ補助金交付するものでございます。

漁具倉庫管理経費は、漁具倉庫の維持管理に要する経費53万3,000円を計上しております。

146ページ、漁場清掃事業は、漁業活動中に海底や海浜から収集した廃棄物の運搬処理を行う経費に加え、隔年で実施しております海底清掃に関する経費と合わせ450万5,000円の計上でございます。

魚礁設置事業は、水域環境保全創造事業補助金により魚礁設置事業を行うもので大島地区を予定しておりますが、再編交付金による安下庄・東和地区に魚礁を設置するための測量・設計業務を新規に計上しております。

147ページ、3目漁港管理費は2億5,557万6,000円を計上し、町内各漁港施設の維持管理を行うものでございます。

委託料においては、再編交付金による日良居漁港の陸開整備や機能保全事業による前島漁港の防波堤機能保全整備等の設計業務委託料2,573万2,000円を計上し、また新規に漁港台帳管理システムの導入経費も計上しております。

漁港施設の補修、改修のための工事請負費につきましては、再編交付金による陸開整備工事6,800万円、機能保全計画に基づく改修工事費8,360万円を含む2億1,160万円を計上しているところでございます。

148ページの4目海岸保全事業費は、人件費も含め2億8,973万4,000円を計上し、外入地区、和田地区、小泊地区、志佐地区、安高地区の離岸堤等の改修を行おうとするものでございます。また、海岸堤防等老朽化対策として、海岸保全施設長寿命化計画の策定に取り組んでおり、その委託料として5,200万円を計上しているところでございます。

149ページからは、6款商工費でございます。

150ページ、1項商工費1目商工総務費、商工総務一般経費では、柳井圏域1市4町が共同

して相談窓口を設置する広域消費生活センター負担金のほか、消費者啓発用パンフレット等の経費を新規に計上しているところがございます。

151ページ、2目商工業振興費、商工振興事業は、周防大島町商工会への商工振興事業補助金790万8,000円、商工業者に対する利子補給等の補助金や資金貸付金が主なものでございます。

152ページ、交通対策事業は、主に負担金、補助及び交付金の生活交通路線維持負担金1,912万円の計上でございます。

153ページ、廃止バス路線代替運行事業は656万3,000円の計上でございますが、奥畑線に係る生活バス路線対策補助金の計上が主なものでございます。

離島交通対策経費は笠佐航路の運航経費で、500万2,000円を計上しております。

154ページ、ウインドパーク管理運営経費は1,279万円を計上し、ウインドパークの管理運営を行うものでございますが、平成30年度から指定管理へ移行するため公募を行う経費を計上しているところがございます。

155ページ、竜崎温泉管理運営経費は2,463万円の計上でございます。156ページ、指定管理の委託料1,440万円が主なものでございます。

ながうらスポーツ滞在型施設管理運営経費は5,152万6,000円の計上でございます。指定管理料1,731万円に加え、少人数での宿泊者や団体の宿泊利用可能者を増やすため、また防災の観点から、災害時に被災地に移動して避難所として被災者に提供することも可能なトレーラーハウス3台を整備する経費2,694万5,000円を新規に計上しております。

157ページの中小企業従業員住宅管理経費は修繕費に235万8,000円を計上し、不具合のある外入団地の玄関ドアの交換等を予定しておるところでございます。

3目観光費のうち、観光一般経費は1億929万1,000円の計上でございますが、広告料において、観光周防大島の大きな商圈である広島を対象にさまざまな広告媒体を利用し、周防大島の魅力を発信する広島送客誘発型広報事業を、負担金、補助及び交付金では、町観光協会補助金、観光振興事業補助金やサザンセット・ロングライド負担金を計上しているところがございます。

また、遊湯ランド全身浴用の濾過装置の不具合による更新経費に関する経費及び、なぎさ水族館のトイレ改修経費を新規に計上しております。

159ページの体験交流型観光推進事業は467万1,000円の予算計上でございます。体験型修学旅行の誘致など、体験交流型観光を推進するものですが、平成29年度は、今現在23校の受け入れを予定しておるところでございます。

160ページ、公園等管理経費につきましては、ビー玉海岸や屋代ダム公園等の管理経費のほか、町が県から指定管理者として指定されております片添ヶ浜海浜公園について、一般社団法人

東和ふるさとセンターへ再委託する委託料等を計上しております。また、支障木が生えたり枝が伸びたことにより通行車へ支障をきたしている五条の千本桜について整備等、工事請負費を計上しているところでございます。

162ページ、星野哲郎記念館管理運営経費は、維持管理経費として1,782万7,000円の計上となっておりますが、記念館開館から10周年を迎えることから記念イベントの開催経費を、また最終年度を迎える星野哲郎スカラシップについては、受賞者レポート作成や顕彰パネルの設置経費、これを新規に計上しております。

○議長（荒川 政義君） 暫時休憩します。

午前10時28分休憩

.....

午前10時41分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

奈良元総務部長。

○総務部長（奈良元正昭君） それでは、引き続き議案第1号の補足説明をさせていただきますが、1点、その前に訂正をさせていただきたいと思っております。先ほど、151ページの商工業振興費、商工振興事業の中の周防大島町商工会への商工振興事業補助金につきまして、先ほど私は790万8,000円と読み上げてしまいました。正しくは970万8,000円でございます。訂正をし、おわびを申し上げます。大変失礼をいたしました。

それでは、164ページの7款土木費から補足説明をさせていただきます。

164ページの7款土木費、1項土木管理費1目土木総務費の土木総務一般経費は、関係する各種団体への負担金の計上が主なものでございます。

続いて、165ページの2項道路橋りょう費1目道路橋りょう維持費につきましては、町道維持管理に係る賃金、測量設計委託料、工事請負費、工事原材料費等のほか、道路拡幅のための土地購入費や物件補償費等を計上しております。なお、166ページ、工事請負費は6,200万円を計上し、住民生活に密着した生活道等の整備にあたるものでございます。

また、街灯管理事業では、電気料のほか街灯の補修や新設の経費もあわせて計上しております。

167ページ、2目道路新設改良費の道路新設改良事業におきましては、道路新設改良のための委託料、工事請負費、公有財産購入費及び補償、補填及び賠償金など、前年度比1億3,787万8,000円減の総額1億3,325万2,000円の計上でございます。

引き続き、町道三ツ松東線や中村流線道路改良工事のほか、橋りょうにおいては、上徳神橋や町長橋、江ノ口橋の改修工事に取り組むこととしております。また、道路法の改正により義務づけられた橋りょう点検や道路附属物及び法面点検業務の委託料2,400万円につきましても計

上しているところでございます。

168ページ、県事業負担金（道路等）につきましては、大島環状線のほか、道路改良に係る負担金として300万円を計上しております。

3項河川費では、1目河川管理費、河川施設管理経費575万6,000円を計上いたしております。水門、陸閘の管理経費が主なものでございますが、仲町排水ポンプについては、設置後、点検やパッキン交換等を実施していないことから、新規に点検整備費の計上をしておるところでございます。

2目河川建設費の河川整備事業は1,272万円の計上でございますが、河川の改修や浚渫、支障木伐採等の工事請負費が主なものでございます。

169ページ、県事業負担金（河川）では、自然災害防止事業、急傾斜地崩壊対策事業、津波・高潮危険管理対策緊急事業の県事業負担金として、2,140万円の計上でございます。

4項港湾費のうち1目港湾管理費は、各港湾の樋門、ポンプの管理委託料が主なもので、961万5,000円の計上でございます。

170ページ、2目港湾建設費、県事業負担金（港湾）では、港整備交付金事業等の県事業負担金として、前年度比730万円増の8,640万円を計上しております。

5項都市計画費1目都市計画総務費は、県下一斉に実施されます都市計画区域の基礎調査に関する経費を新規に計上しております。

次に171ページ、6項住宅費でございます。1目住宅管理費、公営住宅一般管理経費は公営住宅の維持管理のための経費の計上で、3,718万9,000円を計上しております。

172ページ、工事請負費の535万2,000円は、第2中塚住宅や折井住宅の外壁改修等を行うものでございます。

続いて173ページ、8款消防費でございます。1項消防費1目常備消防経費は、柳井地区広域消防組合への負担金3億1,397万4,000円の計上でございます。

2目非常備消防費、非常備消防経費は、前年度比4,600万8,000円減の9,871万9,000円の計上でございます。消防団員に対する報酬及び出動手当のほか、備品購入費において消火栓ホースの購入経費等を計上しております。

175ページの3目消防施設費は1,994万4,000円の計上でございますが、三蒲地区及び沖家室地区の耐震性防火水槽設置のための測量設計業務が主なものでございます。

4目災害対策費のうち、災害対策費は1,715万4,000円の計上でございます。176ページ、木造住宅の耐震診断の委託料147万5,000円や、自主防災組織の充実を図るため自主防災組織等防災訓練補助金90万円、177ページ、耐震改修の補助金300万円及び自主防災組織防災資機材整備補助金400万円を計上しておりますが、山口県が土砂災害特別

警戒区域を指定したことから、土砂災害ハザードマップを整備する経費を新規に計上しております。

177ページの防災センター運営費は、県からの指定管理を受け、大島防災センターの管理運営を行うものであり、2,734万3,000円を計上しております。

179ページからは、9款教育費でございます。

1項教育総務費2目事務局費のうち、180ページ、教育総務経費において1,939万円を計上しております。182ページ、負担金、補助及び交付金の語学留学支援金は、包括的連携協定を締結している山口大学との連携事業として高校生の語学留学を実施し参加者の支援を行い、周防大島高等学校通学支援費給付金は周防大島高等学校に在学する生徒の通学費の一部を支援し、負担を軽減することで、学校の魅力化を図るものでございます。

教職員住宅管理経費では、平野教職員住宅の浴室及びトイレの改修経費を計上しております。

183ページ、学校教育経費において、5,747万1,000円の計上でございます。報酬において、いじめ防止対策推進法に基づき設置する対策協議会及び調査委員会の委員報酬を計上しております。賃金においては、主に町内11校に21名を配置する特別支援教育支援員や、不登校児童生徒を受け入れ、登校に向けた支援を行うための適応指導教室支援員の賃金を計上しております。また、いじめや不登校など、学校だけで解決することが困難な事例に対し、福祉に関する専門知識を持ったスクールソーシャルワーカーを派遣し、学校、児童生徒、保護者に対し相談や指導を行うスクールソーシャルワーカー派遣事業に係る経費も引き続き計上しております。

184ページ、検定支援事業は、教育の大綱に基づき、町内に通う小学5年生から中学3年生を対象に、基礎的、基本的学習内容の定着や、学ぶ意欲や向上心を育てるため、引き続き漢字、数学、英語の検定試験料を、年1回全額助成するものでございます。

外国青年英語指導事業は、主にALT2名による英語指導事業に係る経費の計上でございますが、さらに、小学校のイングリッシュデイキャンプや小学校への英語講師派遣を実施することとして講師への報償費16万円を、また、小学校が学校教育の中で英語教育に取り組むグローバル教育推進事業補助金について4校分60万円を計上し、引き続き実施するものでございます。

185ページ、東和総合支所・教育庁舎整備事業は、現在、星野記念館内にあり手狭となっている東和総合支所及び教育委員会の一部を移設するため、東和総合センターの南側に庁舎を整備する経費でございます。

次に186ページ、2項小学校費でございます。

1目学校管理費の小学校管理事務局経費は、町内10小学校の光熱水費、電話料等の通信運搬費、学校警備等の委託料、借地料などの計上でございますが、委託料において、三浦小学校及び油田小学校の空調設備整備の監理業務、また久賀小学校及び沖浦小学校の設計業務委託料

580万2,000円を、187ページの工事請負費において、三蒲小学校及び油田小学校の空調設備工事請負費3,621万1,000円を計上しているところでございます。

次に、小学校事務局経費は、学校医報酬、各種検診等で635万円の計上でございます。

188ページ、スクールバス管理運営経費は、スクールバスの管理運営をするための経費4,999万円の計上でございます。

次に、久賀小学校経費から196ページの安下庄小学校経費までは、10小学校の運営に係る学校用務員の賃金、軽微な修繕費等の計上でございます。

2目教育振興費、小学校教育振興一般経費では、小学校の就学援助費等の計上でございます。

続いて、久賀小学校教育振興経費から202ページの安下庄小学校教育振興経費は、各小学校の教材備品購入等に係る経費の計上でございます。

次に、3項中学校費でございます。

1目学校管理費、中学校管理事務局経費は2,558万5,000円を計上しております。光熱水費、借地料等の管理経費のほか、新規に大島中学校及び東和中学校の空調設備の設計業務委託料209万5,000円を計上しております。

203ページ、中学校事務局経費は、学校医の報酬、各種検診、遠距離通学補助が主なものでございます。

204ページの久賀中学校経費から207ページの安下庄中学校経費までは、町内4中学校の管理経費の計上でございます。

2目教育振興費、中学校教育振興一般経費は1,112万8,000円の計上となっております。県体等派遣補助金、中高一貫教育補助金、就学援助費等の計上でございます。

久賀中学校教育振興経費から210ページの安下庄中学校教育振興経費までは各中学校の教育振興経費で、教材備品購入経費等を計上しております。

次に211ページ、4項社会教育費でございます。

1目社会教育総務費、社会教育振興経費では、社会教育課及び各公民館で雇用する臨時職員の賃金632万2,000円、スポーツ・文化等の全国大会への参加者を激励するための報償費50万円の計上でございます。

212ページの青少年健全育成事業では、成人式の開催経費や子ども会育成連絡協議会補助金、町内小学校の6年生を対象に実施する洋上セミナー補助金などを計上しております。また、地域住民等が参加して取り組む放課後子ども教室などの学校・家庭・地域の連携による教育支援活動促進事業につきましても、引き続き計上しております。

214ページのふるさと文化推進事業では、文化的な活動により地域の活性化を図る事業を公募選定し、活動を支援する周防大島町文化振興事業補助金を計上しておりますが、平成30年度

に明治維新150周年を迎えることから、関連事業の展開を促す観点から20万円の増額をしているところでございます。

215ページからの2目公民館費は、久賀、棕野、大島、東和、橘、日良居の各公民館及びかんころ楽園の管理運営経費を計上し、生涯学習の推進を図ろうとするものでございます。

220ページ、3目図書館費では、各図書館の運営経費、図書購入経費を計上しておりますが、221ページ、備品購入費において、図書館情報総合システムについて機器のトラブルも発生していることから、システムを安定運用させるため、その更新経費を、ふるさと応援基金を活用し1,620万円新規に計上しております。

222ページ、4目文化財保護費は、文化財保護活動に係る経費の計上でございます。

223ページ、5目社会教育施設費は、大島文化センターのほか、町内の各社会教育施設の管理運営費経費として2億2,442万円の計上でございます。

226ページ、橘総合センター管理運営経費では、空調設備の更新のための監理業務委託料571万8,000円及び工事請負費1億5,589万1,000円を計上しているところでございます。

228ページ、宮本常一記念館管理運営経費は927万2,000円を計上し、記念館の運営及び宮本常一の関連事業を行うものでありますが、平成29年度が宮本常一生誕110周年を迎えることから、記念事業に取り組む予定でございます。

229ページ、歴史民俗資料館管理運営経費では、各資料館の管理に必要な経費を計上しております。

230ページからは、5項保健体育費であります。

1目保健体育総務費、保健体育一般経費では、スポーツ推進委員報酬等の計上のほか、231ページ、郡体育協会補助金1,070万円、大島一周駅伝等のイベントを支援する観光振興事業補助金763万1,000円を引き続き計上しているところでございます。

2目体育施設管理費は、各種体育施設の管理運営経費の計上でございます。

233ページ、海洋センター管理運営経費では、幼児から高齢者まで全ての利用者の方々がスポーツを楽しめるように、また、指定避難所となっていることから、大規模な災害が発生した際の避難者の生活環境の改善を図るため、B&G財団の助成を受けて、海洋センター体育館の空調工事を行う経費を計上しております。

234ページ、総合体育館・陸上競技場管理運営経費は、指定管理料1,683万円の計上のほか、傷みの激しい決勝戦審判台の修繕費や競技機器の更新経費等を計上しております。

235ページ、3目学校給食費は、町内4カ所の学校給食センターの管理運営経費1億2,085万9,000円の計上でございます。なお、町内4カ所の学校給食センターにつきまし



ては、全て外部委託による調理・配送業務を行っているところでございます。

239ページの10款災害復旧費は、1項農林水産業施設災害復旧費、240ページ、2項公共土木施設災害復旧費、それぞれ2万円の計上でございます。

11款公債費では、町債の償還元金17億8,681万4,000円及び利子2億511万1,000円に、一時借入金の利子として100万円を合わせ、19億9,292万5,000円の計上でございます。対前年度比3,851万6,000円、1.9%の減となっております。

12款諸支出金1項繰出金1目繰出金では、説明欄にありますとおり、国民健康保険事業特別会計から水道事業企業会計まで、各特別会計への繰出金として29億6,151万7,000円を計上しているところでございます。

242ページの子備費では、3,000万円を計上しております。

243ページからは給与費の明細書でございます。

251ページからは地方債に関する調書、252ページからは債務負担行為に関する調書となっております。

以上で議案第1号平成29年度周防大島町一般会計予算についての補足説明を終わります。何とぞ慎重なる御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます、補足説明を終わります。

**○議長（荒川 政義君）** 説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。

質疑につきましては、歳入と歳出を分けて、それぞれ一括質疑を行います。

なお、質疑につきましては、ページの御指示をお願いいたします。

歳入について質疑はございませんか。砂田議員。

**○議員（4番 砂田 雅一君）** 歳入・歳出と分けるとなかなか難しくなるんですが、町長の施政方針の中で、財政的に厳しいから、本年度、第2次の行財政改革元年と位置づけると。行財政の改革として、平成29年度の予算では、町長が目指す行財政改革というものがこの予算書でどういうふうにあらわされているのか、そこを伺います。例えば、議会は定数を削減して財政を縮減したと。そういう意味の行財政改革という意味だと思んですが、財政的にどういうふうに行財政改革をお考えなのか伺います。

それから、ことし1月25日付の総務省の事務連絡というものが、地方財政の見通し・予算編成上の留意事項等についてという事務連絡。これは各都道府県の担当課、財政課長とかそういうところへの連絡だというふうにしていますが、各市町村が財政調整基金などが大分増えてきているということを見て、優先的に取り組む事業への活用を図るなど、適正な管理運用に努められたいというふうに総務省から各地方自治体への指導を行っています。

つまり、これは本町のように決算上の収支を合わせるために財調を使うというやり方だけではなくて、そういう基金を特定の予算あるいは特定の事業に充てるための財源として基金を運用し

ろという連絡だと思うんですが、これは把握しておられるのかどうか、そういう考え方に立つのかどうかそこをお伺いします。

かつて旧橋町では、財調なんかはこれとこれとこれに充てるというふうに、椎木町長は御存じだと思うんですが、そういう形で私は、財調を取り崩しというのは、そういうもんだと勘違いをずっとしてきたところがあるんですが、今はそういう形ではないということです。だから、そういう特定の事業、特定のものに充てるというやり方も、財調は一般財源ですので可能だと思うんですが、そういう考え方はどういうふうに考えておられるか伺います。

3つ目に、地方財政計画の中に一億総活躍プランというのがあります。それに基づいて地方交付税の中に保育士と介護に携わる方々への処遇の改善として、保育士は月6,000円程度を基準として、それに経験年数などを勘案しながら計算されたものを交付税措置すると。介護も月1万円程度をベースにして、その処遇改善のための財源を交付税の中に措置をしていくということが、交付税の中に盛り込まれると。

先ほどちょっとお伺いすると、まだそういう具体的などころは、交付税の中にそういうものが含まれているかどうかというのはわからないということだったわけです。けど、この地方財政計画を見れば、そういう国の方針というのはわかるわけだと思うんで、そこを確認した上で、やっぱりそういう交付税の中にそういうものがあれば、一般財源ですから、町長の裁量はもちろん尊重されるべきですが、一定程度の保育士あるいは介護職に対する処遇改善のために使うということを考えていくべきだと私は思いますが、その交付税の算入について把握しておられるのかどうか伺います。

○議長（荒川 政義君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 施政方針の中で、本年度を第2次の行財政改革元年と位置づけてというふうなことで、果敢な行財政改革に邁進する覚悟でありますというふうなことを申し上げております。

その中で、この新年度の予算の中でどのような反映がされているのかという御質問だと思っておりますが、行財政改革が即、ここの予算の中に出ておるといものではないと思っておるわけです。いうなれば、例えば、行財政改革推進委員会の経費は当然予算化されておりますので、そういうことなんですが、実はそういう直接的な話ではなくて、第1次の行財政改革というのは、合併後非常に厳しい。合併したらその財政はよくなるというのは当然見込みはあったんですが、当然そのタイムラグがあって、合併したらその日からよくなるちゅうわけじゃなくて、合併して、ずんずんいろいろな改革が行われた後によくなるということでございましたので、当然合併した当座には厳しい財政状況になりまして、第1次の行財政改革については特に人件費、扶助費、公債費の削減をどのように進めていくかということが一番大きな目標でございました。

一つ言いますと、人件費につきましては、合併から約8年間かけて382名の職員数が260名前後まで削減できたということがございます。30%減の120人削減されたということでございまして、当然これは、4町が合併したわけですから、職員数は相当水膨れ状態になっておったということもございます。それをいかに早く30%という一つの目標値に達成させるかということで、第1次の行財政改革では非常に大胆なといいますか、ハードなやり方をしたと思っておりますが、合併から数年間は特別な技術的な職員を除いて採用をゼロに抑えると。当然退職者がどんどん出ますから、どんどん減っていくということで、それでスピード感を持ってから人件費の削減を行った。その後は、例えば10名退職者が出れば、その半分を採用するというような形をとりまして、約8年間で120名、30%の職員数の削減には到達した。

そしてまた、今現在が260名前後で推移をしているわけですが、これを第2次の行財政改革の中では、ぜひともまた、次の人件費の削減というのが必要になってくるというふうに思っております。

先ほど議員さんがおっしゃられた、議会のほうも定数を合併前の4町で56名おった議員さんが、合併当初は26名、そしてその次で20名、その次で16名。そして今回14名というふうな大変大きな改革といたしますか、議員定数の削減を行っております。

そういうことではございますが、周防大島町が今現在、約260名前後の職員なんです、これは合併時から既にもう4,000人住民の人口が減っております。そういったしますと、今の260名の職員数というのが本当に適正なのかということをもっと考えなければならないというふうに思っております。

また、全国の類似団体または近隣の市町の職員数等から考えても、260名という職員数は相当大きなものでございます。必ずしもその、人口に比例する必要はないと思っておりますし、比例はできないということも当然ありますが、しかしながら、どのような側面から考えてみても、260名はやはり少し多過ぎるということでございますので、このことは一つ、人件費の削減ということは考えていかなければならない。これは、今から第2次の行財政改革元年と位置づけるということでございますので、今からの一つの大きなテーマであろうというふうに思っておりますのでございます。

次に、公債費と扶助費のことではございますが、実は、公債費は相当削減がされております。この当初予算の概要の38ページの一番上の④の一般会計、町債の発行額・町債の残高の推移というのを見ていただいたらわかると思いますが、当然その、町債残高が262億5,900万円ほど合併時にあった町債残高が、今現在は170億円。これを私の次の目標とすれば、ぜひとも予算額の範囲内に納めたいというふうに思っておりますのでございます。予算額は140億円前後ですから、次の目標は、この町債残高を140億円、予算の額にあわせた、予算内に納めるとい

うぐらいの町債残高にしていかなければならないというふうに思っているわけでございます。町債残高が減少するという事は、当然公債費がどんどん減少するという事でございますから、經常経費が落ちていくということになります。これが2つ目でございます。

3つ目は、やはり扶助費のことでございます。

扶助費は、これまでは——これまではというのは、合併時頃までなんですが、扶助費はどんどん伸びてきておりました。今現在もなかなか扶助費を削減するというのは本当に難しいことなんですが、しかしながら、今回でも扶助費が減少しております。この性質別で見てくださいたいんですが、この概要の中の6ページです。6ページの歳出の性質別の義務的経費、人件費が4.2%減、公債費が1.9%減、扶助費が何と6.7%も減少しているということなんです。

扶助費が減少するという事は、なかなか考えにくい。日本全国でどんどん社会保障扶助費が上がっておるということで、国も大変頭を悩まされているところなんですが、実は周防大島町のこの扶助費の減少というのは何が要因かという、例えば高齢者人口もどんどん既に減り始めております。

そして、高齢者人口が減るからといって、それじゃ介護、福祉の施設が定員に満たないかという、そうではありませんので、高齢者、老人のほうの扶助費が減っておるわけじゃないと思っております。

しかしながら、けさからの予算説明でも説明がありましたとおり、保育園の措置費はどんどん減っております。これは、子供の措置と人数が少なくなっておるということであらわしているわけです。ここでは、それだけが要因ではありませんが、それが一つの大きな数字にあらわれてきているというふうにも思っているわけでございますが、いずれにいたしましても、この財政改革のほうから見ると、人件費、扶助費、公債費が、これ3つとも全部マイナスが出ているというのは、数字の上からこれ、いいか悪いかちゅうのはいろいろ議論があると思うんですが、この財政改革からすれば、人件費、扶助費、公債費という、一番減少させにくい分野が減ってきておるということにはなっておるわけでございます。

そのようなことですが、これらの中で人件費は少しずつ減ってくるんですが、やはりもう少し大胆な行革の中で職員数の再点検をしていかなければならないというのが、次の行財政改革の大きな取り組みの一つであろうというふうに思っているところでございます。

財政調整基金の取り崩しの問題の御質問をいただきました。

旧町の頃には、財政調整基金というのが、実は財政調整に使うという自治体もありましたし、または、先ほど議員さんがおっしゃられた旧橋という自治体では、そのような大きな事業をやるときに財政調整基金を崩して、それを財源に充てるんだと、それが原則なんだという、そのような財政運営をしとったというふうに思っております。

しかしながら合併後、それから後の財政運営は、まさにそのような余裕がない状況でございまして、とにかく財源がないので、いずれにいたしましても、その財政調整基金を取り崩すという形になったわけでございますので、これも表を見ていただきたいと思うんですが、38ページの⑤の基金残高の表なんですが、実は、この平成16年、17年頃の6億円という財調、減債、その他の基金を合わせても20億円ぐらいということでしたんですが、この当時は予算額は160億円ぐらいございましたので、160億円の中で財調基金が6億円というのはいかにも危ない。どうしたらいいのかというふうな身震いがするような状況でありました。

そのようなことでもございましたので、何かの大規模事業に財調を充てましょうというふうなことは全く考えられないような状況でございました。そういう中から通り越してきて、ようやくいろいろな行革、行財政改革が少しずつ効果をあらわし始めて、平成25年頃から、また社会情勢も随分あったし、国のほうの支援もたくさんありました。そのようなこともあって、合併の効果がだんだん出てきたということからして、平成24、5年頃からは、財政調整基金が御存じのように40億円を超えるという状況になって参りまして、今現在の50億円を超えるというところまで来たわけでございます。

それで、この財政調整基金がここまで積み上がってきた理由というのは、当然その行革もありますが、今、周防大島町の大規模事業の財源を単独で、この財政調整基金を取り崩して直接充てるということはほとんどやっております。というのは、当然国の補助があれば国の補助、県の補助があれば県の補助をとって、その残りに充てるわけですが、その残りに過疎債とか、または合併特例債とかいうような大変有利な起債がありますので、これを充当する。そうしますと、一般財源が非常に、充当しなくても事業が進められるというふうなことが、この2つは、過疎と合併特例債が大変大きな要因だと思います。

もう一つ、平成19年から米軍再編交付金を受けるようになって参りました。この米軍再編交付金は、例えば2分の1とか、3分の2とか、そういう交付金じゃなくて全額があたる交付金なんで、極端に言えばこの事業に100%あたるということですから、言うなれば、米軍再編交付金があたった事業というのは一般財源がほとんど使われておりません。

そのようなことから、周防大島町の財調が積み上がってきたというふうに思っているわけでもございまして、財政調整基金の取り崩しについてはそのような形がありましたので、特に、この事業に財政調整基金を取り崩して充てるということが、実はなかったんです。もう一つは、なかったというよりも、財政調整基金を取り崩さなくても財政運営ができたという時代が2年前まではあったんです。昨年ぐらいからまた財政調整基金を取り崩して財政調整をするという状況になって参りました。

そこで、なぜそういうふうになってきたのかといいますと、それは、特に地方交付税の合併に

よる支援措置がだんだん薄くなっていく。そしてまた、人口がどんどん減ることによって、地方交付税がどんどん減っていくということになってきて、一般財源がどんどん下がってきておると、額が下がってきておるといふこともあります。

そのようなこともありまして、昨年ぐらいから2億円から3億円ぐらいの財調の取り崩しをしなければ当初予算が組めないという状況に陥ってきているわけでございます。そこで、更なる行革をしなければならないというふうに思っておるわけでございます。

それで、実はその、財政調整基金をどこに充てているのかというふうな、そのようにやったほうがいいのではないかと御提案ではないかと思いますが、実は今年度でも先ほどの説明の中にもありましたが、例えば修繕費等がたくさん出ております。これらは小規模なものにそれを充てようという気持ちはございませんが、例えば大規模な修繕とかということになると、財政調整基金の取り崩し2億4,000万がどこに充たっているかというのは、それは一般財源ですから、今のところ明確にしていらないんですが、それは幾らでも、この事業とこの事業とこの事業に財調を充てますよということは何らでもできるというふうに思います。

議員さんの御指摘は、多分、足りないから崩してきては充てるというんじゃなくて、この事業に個別にこれに充てるんだということを明確にしたほうが、規制がきくんではないかというふうな思いではないかと思っております。私も、そういう意味では同感なんですけど、それよりも何よりも、財政調整基金を取り崩さなくても予算が組めるという財政構造をきちんとつくるためにも、行政改革をもっと進めなければならないというふうに思っておるところでございます。

もう一点、一億総活躍社会をつくらうということで、特に保育士の待遇と介護士の待遇を改善するということが、処遇改善への交付税の算入がありますよということですが、保育士の待遇が悪いということがよく新聞やメディアで放送されますが、実は、周防大島町の保育士さんの給与体系は、一般職と同じ給与体系を使っておるわけなんです。それでよく言われます、40歳になっても、このぐらいの保育士の給料なんですよというんが出ますが、私たちの周防大島町の保育士の場合は、一般職の方とみな同じなんですから、町の職員と全く同じようにずっと上がっていきますので、どこへ行ったら給料が終わりだというようなことはございません。ですから、言うなれば、経験を積みば積むほど保育士の給料も上がっていくという給与体系になっておるといふふうに思っております。

もう一つ介護士のほうですが、介護の職員というのは大変少ないんですが、公営企業局のほうには相当おりますが、介護の職員も介護職の給料表というのをつくっております。介護職の給料表も、どこまで行ったらとまるということはありませんので、当然その給料表の中で、経験を積み、年齢が上がるということによって給料報酬も上がっていくということになっておりますので、ちょっと私もその、地方交付税の中にこの保育士と介護士の処遇改善のための交付税算入の計算

方式を、ちゃんとつぶさに見ておるわけじゃありませんのであれですが、例えばプラス1万円ほどとか、プラス6,000円ほど上げるというふうな話になりますと、これは一般職の中でみておる職員の給与体系が、他の人と崩れるということにもなることですから、そこはまた、地方交付税の計算の中でどのように減っているかというのは、十分研究してみたいと思いますが、今のところ私たちは、そのように保育士と介護士が特に処遇が悪くなっておるといふふうには思っていないんです。

地方交付税の計算の方法は、またあと職員のほうから答弁させますが、いずれにいたしましても、今、テレビだとか新聞とかで言われておるような、保育士がすごく劣悪な状態になっておるといふふうには思っていないということでございます。

以上でございます。

○議長（荒川 政義君） 奈良元総務部長。

○総務部長（奈良元正昭君） 今、町長がいろいろ御答弁をしたとおりなんですが、交付税の件で1点。

確かに私ども、そういった保育士あるいは介護関係職員の処遇改善のため交付税措置がなされるというようなことは、新聞報道等で承知はしております。しかしながら、それがどういった数値、単価と言いますか、で措置されるかというのは、まだ地方交付税法の改正等々の中で議論されることですので、幾らで措置されるのかはまだ見えておりませんし、今回の当初予算の中でそういった分を増額計上しているということは、まだ行っておりません。

しかしながら、そういった新聞報道にもありましたので、多分増額されてくるんだろうと思います。それに対する保育士の処遇改善あるいは介護関係職員の処遇改善がありますから、私立保育所に関しましては、そういった保育所の運営委託料なり、また介護のほうであれば給付のほうの給付費等々がまた見直しされて、そちらにその財源を持っていくようなことになるんであろうというふうに思われると。まだ、正式なことがわかっておりませんので、私が想像する範囲では、そういうことになるのではなかろうかということでございます。

○議長（荒川 政義君） 砂田議員。

○議員（4番 砂田 雅一君） 行財政改革については、やっぱりネックは地方交付税の削減が行われるんじゃないかということで、一本算定になるのが平成32年ですか、そういうものに対して町の支出、歳入と支出の関係で、町長がおっしゃられたような一定の思いは大事だと思います。しかも、基金も私は全然必要ないというつもりは全くありませんし、一定の基金もやっぱりこういうときには必要だろうという思いはあります。

問題は、その交付税がそういうふうになるというのもやっぱり、町村合併をしたことによって一本化算定になるわけですから、住民サービスを低下させないで行財政改革を行っていくって

う観点が必要だと思っんです。町長おっしゃったように扶助費、特に扶助費が大変だということもよくわかります。だけどやっぱり、合併したのはそういう政策だったからしたわけで、町長の行財政改革の中に住民サービスの低下を招かない観点っていうところの行財政改革っていうもの、そこからのお考えはいかがでしょうか。

それから、交付税はこれ恐らく一般財源の中として入ってくるわけですから、町長が言うように6,000円全部入れるとか何とかいうのはそちらでお考えいただくとして、それが夏ぐらいにわかるんですかね、7月ぐらいにわかった段階で、そういうふうに一定の措置をしていただくということを、質疑ですから難しいですが、そういうお考えがあるかどうか、お伺いをいたします。

○議長（荒川 政義君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 言うなれば、やっぱり地方交付税が減少するということが、一番私たちは恐れているわけです。ただ、地方交付税が減少するというのが、国は以前のように例の三位一体の改革の時期のような交付税の削減をやろうとしておるといわけじゃないと私たちは思っております。あのときはまさに地方交付税を落とそうということだったんですね。

今現在、私たちが恐れているというのは、地方交付税が減少するであろうと当然見込んでおるんですが、それは今議員さんがおっしゃられたように、合併算定替えから一本算定になるということで、合併当初は14、5億ぐらいの減少があるだろう、返りがあるだろうというふうに言われておったんですが、それから後にだんだんと国のほうもそうはなかなかいかないだろうということで、例えば一つ取ってみると消防団だって、4町が合併したらそれじゃ少なくなっているかと、例えば市で言えば消防署がそれじゃ数が少なくなったかと、そんなことはないので、必ずしも算定替えから一本算定には、そこまでは行きにくいんだらうということで、その差は相当縮まってきておるといことですから、当時の私たちが算定しておった14、5億削減されるんではないかということにはならないというふうには思っています。ただ、正確な数字はまだ出ておりませんので、これからのことだと思います。しかしながら、削減されることは間違いありません。

もう1点は、人口がどんどん減少しておりまして、5年ごとの国勢調査ごとに、当然それをベースに地方交付税が算定され始めますので、合併から4,000人ぐらいも減少しておるわけですから、当然そこでの地方交付税の減ということは、大変大きな額になるだろうというふうに思っていますし、このほうは大体試算がつくわけですね。だから、そのことについて一番、この地方交付税が仮に減少したとしても耐え得る財政構造をつくっておかなければならないと。

そして、先ほど申し上げましたが、過疎債とか合併特例債とか米軍再編交付金とかいうふうな大変優遇的ないろいろな財源が周防大島町ではあるんですが、しかしながらこれは一般財源じゃないわけで、事業をやればそこに充てられるという事業でございますから、事業をやらなければ



極端に言えば過疎債が発行できるわけでもないし、ただ、どうしてもやらなければいけない事業に対して財源があるというのはすごく有利なことなんです。しかしながら一般財源はまさに地方交付税が中心ですから、その地方交付税が減額されてくるというのは、非常に大きな恐ろしいことですので、それに耐え得る財政構造をつくるというのが、今回の第2次という行財政改革に取り組まなければならないという意味でございまして、近々、行政改革推進委員会をまた発足し、やっぺいこうというふうに思っているところでございます。

もう一つの処遇改善ですが、町のほうには介護職員というのは非常に少ないです、いないよね。町にはいないんですが、公営企業局のほうには当然たくさんおります。公営企業局のほうは当然介護報酬に盛り込まれたその処遇改善、あれは定額じゃったんですよ。その分については当然、それに上乘せをしております。そして、今回の処遇改善が地方交付税という話がありましたので、地方交付税であればそれは当然保育士の処遇改善ということになるのであれば、それは今のちょっとどういうふうなやり方をするかというのが、まだ明確になっていませんが、それは全国の自治体の中で当然町立とか市立の、公立の保育園はあるわけですから、そこらともよく見ながらやっていきたいと思っております。地方交付税に算入されれば、それはそれとして当然処遇改善に充てなければならないというふうには思っております。

○議長（荒川 政義君） 砂田議員。

○議員（4番 砂田 雅一君） 住民サービスと行財政改革との兼ね合いで、どのようにお考えでしょうか。

○議長（荒川 政義君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） この行財政改革をやるということは、住民サービスを落とさない財政構造をつくるというのが一番大きな目的でありますので、それは、今おっしゃるのがそういう意味かどうかはちょっと私もはかりかねますが、例えば行革をどんどん進めることによって、それは財政を自治体の財政をよくするために行政サービスを落として、そこでこちらの財政をよくするというのは、本末転倒ではないかというふうには思っております。

例えば、夕張のことを言っちゃいけませんけど、例えばどうしてもそういうふうになってから、財政が破綻しそうになったときには、当然、事業施策を落としてでもその財政を守らなければならないということがあると思っておりますが、しかしながら私たちは今そこまで行っておるというわけじゃ当然ないんで、それは行革をやるからといって、行政サービスを落として行革、財政構造を良くしようというふうには思っておりません。

○議長（荒川 政義君） ほかに歳入について質疑はございませんか。尾元議員。

○議員（9番 尾元 武君） まず、50ページの若者定住住宅用地整備事業についてお尋ねいたします。

これは、前々から（発言する者あり）失礼しました。一つ上げておきます。

歳入のほうで、ふるさと寄附金、26ページですか。これが前年度に比べて140万円の減で上がっております。これ、先ほど歳出のほうの説明でから、全部よそに委託してから云々っていうところがありましたけど、その辺が理由なのか、このたびどうしてマイナスでの予算で上がっているのか、そこだけちょっとお願いしたいと思います。

○議長（荒川 政義君） 奈良元総務部長。

○総務部長（奈良元正昭君） 今回の予算計上につきましては、平成28年度の予算編成時期の寄附金の状況等を勘案しまして一応、28年度に若干減額になっておりますが、1,500万円という計上をさせていただいたということでございます。

○議長（荒川 政義君） 小田議員。

○議員（13番 小田 貞利君） ふるさと寄附金の件ですが、これを納税してもらうためにどのような施策で進めているのか、進めるつもりなのかをお聞きしたいと思います。

○議長（荒川 政義君） 奈良元総務部長。

○総務部長（奈良元正昭君） ふるさと基金を増やすためにいろんな手法があろうかと思えます。このたび29年度につきましては、従来、28年度は観光協会に委託しまして、そのふるさと寄附金を受けたものの返礼品等の発送業務等を行ってまいりました。なおかつ、ふるさとチョイスというインターネットを媒介にしました募集等々もやってきた。クレジットカードでの収納もできるようにしたというような対応を行って参りました。

29年度につきましては、JTBがそういった業務を今やっております。そちらのほうでやってみようかというふうなことも考えています。JTBで別にまたインターネットもありますし、JTBでパンフレット等もつくっていただいて、周知を図るということでの展開を行っていきなと思っております。ただ、いろんな各全国の市町村で非常に高額な返礼品によって、ふるさと寄附金が増えたよというようなことも話を聞いておりますが、これについては総務省がある程度ブレーキをかけてきたりしております、ですからどういった方法がとれるのか、いろんなことを研究しながらふるさと寄附金、増額できるような施策は研究していきなというふうに考えております。

○議長（荒川 政義君） 小田議員。

○議員（13番 小田 貞利君） 例えば今、日本全国で北海道のどこそこの町が全国一とか、九州の町が全国一とか、そういうとこと周防大島町がけんかしても勝てんと思うんですよね、勝てんんですよね。勝てんからそういうふうになら差がついている。

一番根本的な部分というのは周防大島町の職員が今260名おって、病院関係も入れると約600名前後の職員がおりますよね。これ、もし農協がふるさと寄附金をもらえるという形だっ

たら、自分とこの職員に全部ノルマかけますよね、1件とってこいと、間違いなくやります。それで、町長も町人会等に行ったらお願いしていますよね、ふるさと寄附金くれと。町の職員に1人1口お願いしてもらおう。1万円いただければ600万円、5万円なら3,000万円、これをさらに広めていって、各周防大島町の世帯が約1万ぐらいですよ、その世帯に1口ずつお願いするというような施策をやっていければ、1万円なら1億円、5万円なら5億円、10万円なら10億円、町税と同じぐらいの金額、そういった感覚の方向性があるんじゃないですか。

今町長もことしの施政の中で、そういう地方財政改革が必要と、経費を下げるばかりじゃない、ある程度、簡単に上げることが目に見えてあるわけですから、ぜひその辺を本格的に考えていただきたいと思いますが、いかがでしょう。

○議長（荒川 政義君） 要望ですか。答えが要りますか。舛本政策企画課長。

○政策企画課長（舛本 公治君） ふるさと寄附金の制度そのものなんですけども、その住民税を振替えるというところがありますので、町民が振替えた場合は町の住民税がその部分……。

（発言する者あり）

○議長（荒川 政義君） 奈良元総務部長。

○総務部長（奈良元正昭君） 私ども今、全国的に非常にふるさと寄附金が多いところについては非常に返礼品がいいか、あるいはその寄附金を受けた目的といいますか使用目的、これが例えば先般も広島のだこかの町ですか、野良犬の対策で去勢の手術をするための経費とか、そういったことで——、それから昨年でしたら熊本地震に対して非常にたくさんのふるさと寄附金があったというようなことは報道等で承知をしております。

そういった中でも今、議員さんおっしゃった町民にノルマ、職員にノルマをかけたらどうかと、確かにそういった手法もあるかとも思いますが、ふるさと寄附金の根本的な主旨といいますか、そこらを考えますとちょっとそこまで今、私ども踏み込んでいいのかちょっと検討する余地があるのかなというふうに考えております。

○議長（荒川 政義君） 小田議員。

○議員（13番 小田 貞利君） 町長が町人会に行って、ふるさと寄附金をお願いしますというのと、町の職員がお願いするのとどう違うんですか。ノルマという言い方はまずかったかもしれないんですが、その職員一人一人が町の財政を考えるという感覚になったらできんことじゃないと思うんですけどね。いかがですか。

○議長（荒川 政義君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） ふるさと寄附金をお願いしますという、私は各町人会とか郡人会に行ったときに、皆さん方からたくさんのふるさと寄附金、ふるさと納税をいただいておりますありがとうございますってお礼を申し上げて、そしてまた、ぜひともまた次も協力いただきたいとい

うことはお願いしておるんですが、そのようなことを町の職員もみんなでからふるさと納税を勧誘するという、それをお願いしたらどうかということでございますので、それでふるさと納税が増えるということになれば、それはありがたいことだと思いますし、そのことは考えてみたいと思います。

ただ、今全国で十数億とか何十億とかというような、ふるさと納税が入っておるといってございまして。そこは今、部長が申し上げたようにやはり非常に返礼品、お返しになるものもいい、もう一つはその率がいい、私たちのところは30%の返礼品を今出しているんですが、実は50%、近隣では出しておるところもあります。そして実は30%出しますと、今の観光協会とかJT Bとか、ほかのネット業者に委託をするわけですが、そうしますとその経費を差し引くと、大体、町のほうに残るのが約半分ぐらいになるということもございまして。

ある自治体で、50%返礼品を送っているところに聞いたら、70%ぐらい経費がかかってから30%ぐらいしか残らないというんですね。だから、それは少ないんじゃないかというふうにお話したら、何ぼでもええけ残ったほうが得じゃというような話もございました。

それと、もう一つは高市総務大臣が相当なんかちょっと文句を最近言いよるんですが、換金性のあるものはだめじゃないとか、いろいろ言っております。例えば商品券のようなものですね。アイスクリームの大チェーン店がありますが、その商品券が非常に今人気があるというのを、私の知り合いが静岡県のほうでやっておるんですが、そこには実はサーティワンの商品券、500円の券を1万円したら4,000円分、8枚送るといったらすごく子供が喜んで、何でサーティワンを送るんかといったら、そこにはサーティワンの工場があるということなんで、それはそれでその町としてはいいんだということになります。そういうふうなものとか、または電化製品を送るとかというのもあって、いろいろ批判を受けておりますが、本来の趣旨に沿うことが大事なんじゃないかなと、最近いろいろ言われております。

ただ、小田議員さんが言われた返礼品とか率とかいう話とは別に、町の職員ももっと対外的に外の方々にふるさと納税をぜひともお願いしたいということをしてPRしてはどうかという、その趣旨については、ぜひともそのようなことを考えていきたいと思っているところでございます。

○議長（荒川 政義君） 次、ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

続きまして、歳出の質疑を行います。質疑は全款一括で行います。歳出について質疑はございませんか。吉田議員。

○議員（6番 吉田 芳春君） 61ページ、自治会奨励金1,196万6,000円についてお伺いいたします。

昨日、報酬及び費用弁償条例の一部改正において、行政連絡員の報酬を1世帯当たり500円削減し、1,500円に改正されました。行政連絡員の報酬を減額した500万円相当額については、自治会奨励金に拡充するとの説明がありました。実際には、昨年も自治会振興報酬は増額されておりませんので、反映されていないと思いますけども、その辺お伺いいたします。

それと、同じく61ページに元気生活圏の補助金330万円ございますが、これは新規ということでもありますけども、この事業内容と交付団体を教えていただきたいと思います。

それと、247ページ、等級別職務内容におきまして、昨日、一般職員の給与に関する条例の中に出てきておりましたが、7級につきまして困難な職にある総合支所長の職務ということですが、困難な総合支所長はどこか総合支所が当てはまるのか、どうなのかと。ちょっと思いましたので説明をお願いいたします。

以上、3点お願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 総務部長、丁寧にかんで含んだように。

○総務部長（奈良元正昭君） まず、1点目の61ページの自治会振興奨励金でございます。

昨日、条例改正のときに御説明させていただきましたが、自治会振興奨励金につきましては平成26年度に500万円増額をさせていただいております。それに対して行政連絡員の報酬は5年間かけて減額してきたという御説明をさせていただいたかと思っております。ですから、平成26年度ですでに500万円増額したものでずっと引き続きしておりますので、昨年と比べて自治会振興奨励金は増額にはなっていないという、若干これは世帯数が減っておりますので、逆に予算上は減っておりますが、これは世帯数の減というふうに御理解いただきたいと思っております。

それから、次の元気生活圏の補助金330万円でございますが、これは今、白木半島地区の6自治会で白木半島コミュニティ協議会という団体を、これ4月になって設立総会があるんですが、今準備会というのでいろんな準備をしております。こういったことで、元気圏づくりの計画づくりをしておりますが、そういった計画に基づいた事業に対して、一応積算の根拠としては、その事務局の運営経費として30万円、それから6自治会ありますのでその1自治会に対して50万円ずつの6自治会で300万円ということで、地域の実情に応じて、例えばきめ細かな事業、それぞれの自治会の要望ですね。そういったことに対応できるように6自治会掛ける50万円の300万円と、合わせて330万円の予算計上を行っておるということでございます。

それから、7級の職員の困難な総合支所長、どこかということでございますが、これについては議員さんもよくおわかりになって御質問されているんだろうと思っておりますが、要するに6級は課長、7級は部長級でございます。一応ありましたように、職員のそんないろんな配置の関係で地域に精通した職員を配置できるためには、課長級の職員も総合支所長になれるようにという条例改正をさせていただいた、その中での職員の級の職務配置でございまして、要するに誰がどこと

いうわけではないんですが、課長級でも総合支所長になれるように、6級が総合支所長、7級の部長級の職員がなった場合には困難な総合支所長という位置づけで給料をあてておるという考え方でこの給与費の明細の内訳にもなっておるといことで御理解いただきたいと思ひます。

○議長（荒川 政義君） 吉田議員。

○議員（6番 吉田 芳春君） 自治会ですね、今、交付要綱があるといひますけども、これは先ほどお聞きしまして、3年前に改正されているといひこととありますが、現在、算出根拠についてお尋ねいたします。

○議長（荒川 政義君） 舛本政策企画課長。

○政策企画課長（舛本 公治君） 自治会振興奨励金の算出根拠につきましては、小さな自治会から大きな自治会までいろんな自治会の形態があるといひ中で、自治会ごとの世帯数が20件までの世帯については1,700円、それから20世帯までについては800円といひふうな積算をさせていただき、20世帯を超えたものについては一律800円のほうを出させていただいたといひふうな根拠になっております。

それにあわせて、均等割といひこととでそれぞれの自治会に対して1万円といひ根拠で支出のほうをするようにさせていただいております。

○議長（荒川 政義君） いいですか。ほかに質疑はございせんか。松井議員。

○議員（8番 松井 岑雄君） まだちょっと時間があるので、実は59ページに電子計算事業といひのがあるんですね。この中に情報系・基幹系電算システム保守点検リース、番号制度構築にかかるとシステム整備、番号制度にかかると中間サーバー負担金、情報系端末が50台更新と。

実は、この1億3,146万2,000円のうちで、中身を見ますと委託料が5,151万8,000円ぐらいかかっておるといひわけ。それ以外に電算機の保守点検が4,200万円ちょっと。なぜ、これ申し上げるといひますと、ずっと年間通じて見てきましたら、大体年間5,000万円ずつぐらひの電算機の費用負担をしているわけと、平均するととすよ。ここ10年間ぐらひで5億円はオーバーしているかと思ひますけども、これを何とか改革できないかなといひんで、実はこれにたけた人を一人ていいから雇用できれば、ここの費用負担も減ってくるし、仮に卓上型ディスク入れましても、大体平均10万円としても、50台入れても5,000万円ぐらひで終わっちゃうなと感じになる。

保守点検は本人てできますので、ここの方向性を将来ビジョンて考えていかないと経費の節約もなかなかまならないと。こんなふうて考えますので、ぜひここの点もお考えになっていただくようにお願いしたいといひふうて思っています。総務部長、どうですか。

○議長（荒川 政義君） 奈良元総務部長。

○総務部長（奈良元正昭君） この電算保守につきましては、今、議員さんおっしゃるといひのは多分機

器、機械のほうの保守だろうと思います。ですが、今回ここで予算計上されたのはシステムのほうの保守でございます。このシステム保守につきましては、うちの場合は株式会社サンネットというところからシステム導入して、そのシステムを導入して運用しているわけなんですけど、このシステムにつきましてはちょっと私どもでも手は出せない部分でありまして、これについてはもう、経費の削減については例えばよく言われておるクラウド、複数の自治体とかが共同してそのシステムを運用すればある程度経費が安くなるということはあるかと思いますが。そういった方面で検討すべきなのかなと思って。

あと、機器については基本的にはリース料、機器を借り上げて対応しております。ですから、そこらについては、仮に故障した場合はそのリース料の中で対応していただけるという契約をしておりますので、逆にそういった専門の職員を雇うメリットよりは、そういった今までの対応のほうが有利かなというふうには考えております。

○議長（荒川 政義君） 松井議員。

○議員（8番 松井 岑雄君） 大体のところはわかりましたけど、専門の人がいらっしゃるのシステム改修、システムのことの機器の中身について改修はできないという人でなくて、専門的にやれる人はいらっしゃいます。ちょっと県とか国とかでそういった、こういうのを改修しますというのを習ってくれば、中身の改修はできますのでね。保守点検関係については一部はできると思いますけども、それはそれで今、部長が言ったようになかなか難しいかなというのはありますので。

それから、233ページに海洋センターのことが載っているんですが、この海洋センターに、ちょっと費用負担は大きいんですけども、これの中身がわかんないんですよ。いろんなお話されていましたが、この辺の中身がよくわかる説明ができませんかね。

実は、お年寄りとか、若い人は今のB&Gなんか行っても何も無いって言うんですよ。例えば、スポーツ用具なんかでも足踏みしたり、いろんなこういうサンドプレスじゃないけど、そういったもの全然ないというお話をいただいているんです。そういったものもできないかなというのを、そうすると健康も保てるし、お年寄りの間も持てると、こんなふうにおっしゃっていましたので、何とかその辺を健康を維持するための方向として、竜崎まで行くのがなかなか難しいってこの間もおっしゃったので、地域にそういうのがあちこちにあると行きやすいというお話をいただいていますので、何とか今の中身を精査したものができればと思っていますので。

○議長（荒川 政義君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 今、B&Gの海洋センターというのは、今、多分沖浦の艇庫のことを言われたんだと思うんですね。三蒲はプールで、沖浦は艇庫で、ここは体育館という3つの施設を使ってB&Gの海洋センターと言っておるんですが、要するにそれぞれに機能があって、三蒲は

プールの専用で、横見のほうはこれは艇庫ですから、カヌーの艇庫が専用ということで、ここは体育館が専用なんですけど、実は今B&Gのほうも健康づくりとか、高齢者とかの健康づくりもすごく力を入れておるんですね。ただ、ここはもともと体育館でつくっておるので、体育館でのそういう健康器具やなんかは置いておりませんが、今回その予算が出ておるのは、まさに体育館のリニューアルをしようということなんですね。

だから、健康器具を置くのであれば、それはここの体育館に整備をするということになるんじゃないかと思います。B&G財団はすごく私たちも大きな支援をいただいております、いろいろ御無理をといるか、ちょっと要望を出せば割とよく支援をしていただけるので、そういうふうな健康づくりのための器具の整備ができないかということは、またB&Gの財団のほうにお願いに行ってみたいと思っております。（「助成事業があるよ」と呼ぶ者あり）済みません、B&G財団の助成事業というのがあるそうですから、またそこら辺は検討してみたいと思います。

○議長（荒川 政義君） 舛本政策企画課長。

○政策企画課長（舛本 公治君） 先ほど吉田議員さんの御質問の中で、金額をちょっと私言間違えてしまいましたので訂正をさせていただきます。

20世帯までは1,700円と申しましたけど1,800円でございます。21世帯から800円って言いましたけど700円でございます。済みません、申しわけございませんでした。

○議長（荒川 政義君） いいですか。ほかに質疑はございませんか。やる、やるんなら暫時休憩します。

午後0時01分休憩

.....

午後1時00分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般会計予算の歳出についての質疑を求めます。砂田議員。

○議員（4番 砂田 雅一君） 1つは、この予算の概要からですが、ちょっとページ数はわからないので恐縮ですが、この12ページのみだとオアシス整備事業2,790万円、先ほどの御説明で3台のトレーラーを、ごめんなさい、トレーラーハウス整備事業です。済みません。3,888万円、3台のトレーラーを買うということでした。

少人数の宿泊や団体の宿泊を利用するって、これちょっと文章として、少人数も団体の大人数も対応できるという、結局どんなお客さんでも対応できるという、そういうことになるのかもわかりませんが、どういうことを想定しているのかといえますか、いわゆるながうらの今までの宿泊施設のかわりに、このトレーラーが置かれるということになるのか。3台で何人ぐらい、同じ車を3台、トレーラーを3台なのか。だとしたら、1台何人ぐらいの予定をしているのか。



トレーラーというのは、自走式、牽引して走る分じゃなくて、自分で走るということを予定しているのかどうか、それ、もう少し詳しく御説明をいただいたらと思います。

もう一つは、予算書の154ページのウインドパーク管理運営経費ですが、指定管理者の選定を行うという御説明でした。

今年度も指定管理者の募集をしたということですが、応募がなかったということで、3人の方が今、職員としていらっしゃいますが、今年度はまたそれと違った条件での募集を行うのか、全く同じ条件で募集をするのかというのが1点。

それから、また今年度、28年度と同じように応募がなかった場合は、どういうふうにされるのか。

このウインドパークの性質上、やはり宿泊があつたりとかで、管理者が大変な仕事を強いられるということもあると思うんですが、全体として、このウインドパークの利用方法は、今後どういうふうにお考えなのか。今までと変わらないような形を考えているのかどうか、その辺をお伺いします。

○議長（荒川 政義君） 池元産業建設部長。

○産業建設部長（池元 恭司君） それでは、砂田議員さんからの2点について、御質問にお答えさせていただきます。

トレーラーハウスとウインドパークの指定管理者制度についての質問と受け取りました。

まず、トレーラーハウスでございます。

トレーラーハウスについては、牽引式でございます。トレーラーハウス自体は、自分では走りません。牽引車によって、今後持っていくという話になります。

3台でございますが、大字椋野のグリーンステイながうらの第6ハウスの向かい側に、ちょっとした空き地というスペースがあります。ここに3台を設置する予定となっております。

補足説明でもありましたが、少人数で宿泊者、また団体利用可能者数を増やすためということで、ながうらの指定管理者のほうからも、そういう御要望もあつたところでございます。

何人、少人数という何人泊まれるかという話でございますが、今んとこ基本的な考え方につきましたら、この備品になろうかと思えます。トレーラーハウス本体と、オプションで2段ベッド、3段ベッドというふうなことを想定しております。

3段ベッドが2台で、1台に3段ベッドが2台と2段ベッドが1台ということで、5、6人程度は1台に宿泊できるというふうに、可能だというふうに考えております。（「8人」と呼ぶ者あり）8人という（笑声）町長さんのほうが詳しいんで。済みません、8人だということで。

その内装も今から詰めていく話でございますが、今、予算のときには8人、1台8人ということで考えております。

大ききなんですけど、1台当たり、長さが10メートル、幅が2.4メートル、高さが3.6メートルというような大ききさでございます。

こん中で備品購入費は、3台で約1,900万円を予算計上をしておるところです。

それに伴いまして、そこに平時はながうらで宿泊をするものですから、そこに電気、水道とか下水道の引き込みの工事が要りますので、この工事費について設備工事約790万円を工事費のほうで計上しておって、補足説明でありましたように、約2,690万円を新年度予算で計上しているところでございます。

トレーラーハウス、それでよろしいですかね。

次に、ウインドパークの指定管理者の話でございますが、新年度については、指定管理者制度に基づいて指定管理者の公募をする予定です。

平成27年なんですけど、27年の7月21日に議会のほうにおいて、全協において、町長のほうから、ウインドパークの管理に他の公共施設と同様に指定管理者制度による選定をしたいという説明をしたところでございました。

その後、平成27年に、9月の16日から10月の14日までの間、指定管理者の募集を行いました。しかし、応募者がいなかったため、11月24日の町議会全員協議会において、平成28年度の管理については、これまで同様に管理人を配置し、町直営で行う予定であるということと議会に対して表明したところでございました。

その後、町としましては、執行部としましては、今後ウインドパークの管理の相手について、いろいろ協議検討したところでございますが、そもそもその前の、夫婦の方が管理していたんですけど、大変過酷というか、なかなか厳しい勤務形態、泊まりがあったり夜遅くまで管理をしたり、早朝からのイベントのときは早朝からだったり、いろいろ不規則な勤務形態で、なかなか2人でも管理が非常に厳しいということで、町としたら2人は難しいということで、3人の管理人等を含めた分で指定管理も応募したんですけど、いなかった。

町としても直営になりますので、職員が行けばそれはそれでいいんですけど、先ほどの話ではございませんが、行政改革の観点、職員の定員管理の観点から、職員はあそこに張りつけておくのは大変難しいということで、3人を、適任者を当時探したところでございました。しかし、なかなか適任者がいないのも事実でございます。

そのような、いろいろな厳しい勤務条件でございますので、町としたら2人のところを3人にして、ある程度緩和したというふうには認識しておったんですけど、なかなか適任者が見つからなかったために、当時、役場の定年予定の方について3人を選んで、現在27年度の指定管理者にならなかったために、急遽、町の職員の退職者を充てて、現在お願いしているところでございます。

そういうふうなことから、ことしはそうで、29年度もとりあえず指定公募がもう間に合いませんので、平成29年度に指定公募した後に、もしいい方がどうか手を挙げる方がいて決まれば、平成30年度からは指定管理者制度に基づいて管理を行うことになろうかと思えます。

ただ、いなかったらどうかということですが、非常にまた悩ましい話になろうと思えます。人件費の話等々いろいろ勤務形態の話もございませぬ。それも含めて、またそのときに、また内部、我々で検討したいというふうにご検討しております。

○議長（荒川 政義君） 砂田議員。

○議員（4番 砂田 雅一君） なかなか立派なトレーラーのように想像しますが、家でも1,000万円以上だったら結構なものができるような気がしますが、自走式でないとすると、災害も想定するということになると、災害が起きて道路が使えればの話なんでしょうけれども、トレーラーを引っ張る車が急遽要るようになる場合だってあるわけですね。その辺の対応というのは、どういうふうにお考えなのか伺います。

これ別個、使用条例みたいなものもいずれは必要になるんでしょうか、その辺も伺います。

それからウインドパークですが、応募がなかった場合というのは、やはりなかった前例があるわけですから、それも前提にして伺います。今回の指定管理者、この30年度で行う指定管理者の選定というのは、27年度に行った指定管理の応募のときの条件と伺いますか、そういうものと全く同じものとして応募するんでしょうか。

それはまだ、この委員さんが決めるのかどうか分かりませんが、今年度、その指定管理の委員さんが選定をして、もしおれば指定管理の施設として行うわけですが、いなかった場合は今度は今年度で、また予算をしなきゃいけないようになるということになると思うんですよね。

そうすると直営で、またこういうふうと同じように職員の報酬の予算化をするということになると思うんですが、今回の職員の選定の仕方について、やはり地元では若干の、今公務員の方々に対しての一定の厳しい目と伺いますか、天下り先じゃないかとか、そういう声もあるわけで、やはり選定の仕方も一定程度町民の皆さんの目に見える形での、職員の方の選定というのも必要ではないかと思えます。

今、働いている方々がどうこうというつもりは全くありませんけれども、そういう選定の、もしこうした非常勤職員で直営でやるということであれば、やはりそれなりの選び方をすべきだと思いますが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（荒川 政義君） 池元産業建設部長。

○産業建設部長（池元 恭司君） まず、ウインドパークのほうですが、公募の条件ということで、まだ具体的な条件は決まったものでございませぬ。

平成27年度で、当時、指定管理者制度のときの公募条件を参考に説明いたしますと、そのと

きは指定期間を3年間で、総額2,169万円で公募したところでございます。

そのときは、指定管理ということで、ある程度グループなり団体が募集してくるので、その内容については、その方のほうの裁量で管理をすることというふうに考えておりますが、それがいかなかったために、町とすれば、当時2名でなかなか厳しい労働条件ということで、3名に増やしたことで、指定管理者の積算については、検討したところでございます。

だから、どうして町のOBということで行くとありますと、先ほど天下りという言葉がありました。東京のほうで言う天下りと、ここの周防大島町で言う天下りとは若干ニュアンスが、大分違うんじゃないかというふうに考えます。

東京のほうの方は、外部団体なりで厚遇というか、それなりの給与とあれを持ってというのが天下りというふうな私は認識はしておりますが、先ほどから言いますように、勤務自体は非常に厳しい労働条件の方というようなことでしています。だから、公募する方もいなかったというふうに思っています。

だから、その辺若干、指定管理の条件については、今後検討する余地はあろうかと思っておりますけど、とりあえず天下りじゃなしに、当時、選定する機関もなかったので、OBであって経歴なり実績なり人柄なりが一番まあ、できるというふうなことを思って決めたわけで、砂田議員さん言われるように、一番いいのは公募が一番いい方法というふうには思いますので、もし29年度、仮の話ですけど、もし指定管理を公募して応募する団体がなければ、今後は公募というか応募することを含めて検討したいとは思っています。

それと、トレーラーハウスのほうですが、いろいろ家が建つようなぐらいのいい建物ということでございます。ながうらでも使えますので、内装的なものが当然必要なものになります。

だから、ホテルではございませんが、宿泊客が泊まるような内装は考えていますので、その辺はトイレとかいろいろ付きますので、それなりの経費はかかってくると思っております。というふうな条件で備品購入として上げております。

それと、この施設については、工事のほうが進捗した時点で、公の施設として条例改正等が出てくるというふうに思っていますので、その節には、ながうらの管理条例に基づいて改正の条例を出す予定にしております。（発言する者あり）

そちらのほうについては、被災地に行くのはちょっと商工観光課というよりかは、総務部のほうの関係になると思っておりますので（笑声）、総務課長、総務部長さんのほうで回答をお願いしたいと思います。

○議長（荒川 政義君） 奈良元総務部長。

○総務部長（奈良元正昭君） 災害時に被災地へ移動する場合がありますが、当然、牽引していただく業者をお願いして、牽引、移動するようになろうかと思っております。

○議長（荒川 政義君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） これのトレーラーハウスのちょっと経緯がわかっていないと、なかなか今、何でここに3台のトレーラーハウスを置くんたということになると思うんで、ちょっと補足的に御説明しますが、今、グリーンステイながうらというところは、スポーツ合宿を中心に約100名くらい宿泊ができる施設があります。

今、大変、大学生とか社会人の合宿がたくさんとれるようになって参りました。というのが、サッカー場が人工芝になったことによってから、すぐ雨天でも使えるというようなことになりまして、たくさんとれるんですが、実は大学の合宿が60名、70名の合宿が入っちゃよるときに、次に、もう50名の合宿が申し込みが来たときに、要するにとれないということなんです。そういうふうにはせつかくの団体が入ってくる時、もう2、30あれば、そういう団体を逃がさなくて済むと。

大学によっては、毎年毎年来る学校がもう決まってきた、大体そういうところが来る時期が、夏休みとか春休みとかそういう時期になりますので、そういうときのためにも、もう2種類ぐらい泊まれるところがあればというような指定管理者のほうからも要望がありまして、私たちが交流人口とか滞在の人口を増やすという意味からしたら、それはぜひともという話でこの話が進んできたわけです。

ただ、建物をつくと何千万円ということになるわけですし、それでトレーラーハウスのほうが、よっぽど格安であるというふうに思ったわけなんです。

そして、トレーラーハウスであれば、例えば私のところが災害を受けたということもありますが、例えば、よその地域で大災害が起こったときに、トレーラーハウスだったら引っ張って行けば、すぐそこが避難所にすぐできるということもありまして、これから他の地域でこのようなトレーラーハウスを、ほかの地域にもこういうふうなことができますよというのをPRして、他の地域でそういうのがあれば、例えばどこかで大きな災害が起こったときは、みんながそれをばさっと持って行けば、すぐに10個集まったら、すぐに5、60人、7、80人の避難所が即座にできるというようなことも考えて、それで商工観光のほうと総務部の消防防災のほうで、両方に使えるのではないかとということで、今回のこの計画をしたということでございますので、引っ張って行くのは、じゃから、ここが災害を受けたときは本当反対に、ここを避難所に使うというふうな想定をしておるわけです。

もう一点のウインドパークですが、非常に今、部長が言ったとおりじゃあるんですが、実は指定管理の公募をかけましたが、応募者がいないというのは、これはほかの施設でもよくある話なんです。指定管理料の設定の根拠、それが極端に言えば、ぽんと高くて、誰が見てもこれならやれますよというところまで上げれば、ここをやりさえすりゃ幾らでも儲かるという施設になれば、

それは多分、指定管理者に応募する方もたくさんおるんじゃないかというふうに思います。

しかしながら私たちは、あの施設はやはりスポーツ合宿施設なんで、あこで収益を上げてほしいというふうな思いもあります。だから、あこの宿泊客の入り込み客をどんどん上げれば上げるほど、当然、指定管理料以外に収入があるわけですね。

だから、そういう方にぜひとも来ていただきたいというふうに思うんですが、あの施設も相当老朽化もしておりますし、また、ちょっと使い勝手が悪いというのが全てが2段ベッドで完全に広い部屋というのはないのと、もう一つはお風呂がない、シャワーしかないというようなこともありまして、以前よりもどんどん利用者数が減っておるといのが状況でございます。

そうした中で、直営ということになるんですが、本来、指定管理者のほうがいいというふうに思っておるんですが、直営でやるときに、さっきの部長が話したとおりなんですが、公募してから、そりゃそこに入っていただく方を募集すればいいというふうに思うんですが、実は3人で今ローテーションを組んでおるんですが、3人でローテーションを組むっちゃうのは、当直の方と翌朝来る方と、こういうことっちゃうのは3人がきっちりコンビがとれていないと、全然全く合わない方が3人が行ってやるというのはなかなか難しいんで、今回はちょうど3人が知り合いであるということで採用、時間もなかったということもあるんでしょうけども、そういうことだったんですが、本来で言えば、やはり指定管理者にお願いして、もっともっと活性化していただくというのが私たちの望みだというふうに思っております。

○議長（荒川 政義君） ほかにございませんか。尾元議員。

○議員（9番 尾元 武君） まず、ちょっと先ほど私が歳入のときにお伝えしました、50ページの若者定住住宅用地整備事業についてお尋ねいたします。

2,980万円ということなんですが、前から全協とか含めていろいろと説明もいただいております。

そういった中で、最終的に予算として計上されたということは、場所とか今後どのような経緯をもって、完成がいつ頃で、販売方法とか何区画とか、その辺の具体的なところがありましたら、ちょっと説明をいただきたいと思います。

それとモデル竹林整備事業、138ページか139ページか、どちらか済みません。

これにあたりまして、竹を利活用した新たな試みの模索のため、荒廃竹林をモデル的に整備し、中山間地域の環境の整備ということであつたわけであります。具体的にこの200万円というところでですけど、どこの団体にどの地域をモデル地区として予定していらっしゃるのかお尋ねしたいと思います。

それと、143ページのみなとオアシス整備事業ですね。

これは、まち・ひと・しごと創生の一環でございますが、安下庄地区の観光漁業を発展させる

ため基幹施設の整備を実施しますとあります。基幹施設の整備という部分で、ここ具体的にどういったところを整備されるのか、その辺の説明を求めます。

それと最後に、町長、昨日もちよっとお話がありましたけど、合併浄化槽の設置に対する整備事業です。

新規に町の補助を上乗せすることによって、下水道の集合処理との個人負担の格差是正と、それプラス汚水処理人口普及率の増大を図るということだから、これは111ページですけど、うたわれておりますけど、説明はお聞きしたんですけど、具体的に数字でどういった形になるのかという補助率といいますか、その辺が明解にわかる形で説明がいただけたらと思います。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 奈良元総務部長。

○総務部長（奈良元正昭君） まず1点目の若者定住住宅ですけども、これ平成28年度で予算計上させていただいた部分については、現在進行形といいますか、今いろいろ選定作業等々行っているところでございます。

29年度当初予算に計上させていただいておるのは、東和地区を想定して、新たな住宅団地の造成を行いたいということでの予算計上となっております。

○議長（荒川 政義君） 池元産業建設部長。

○産業建設部長（池元 恭司君） モデル竹林とみなとオアシスの御質問が、うちの部であろうかと思えます。

まず、モデル竹林でございますが、これについては、町のほうがどこという指定というか、地域は指定しておりません。そういう要綱に基づいて竹林を整備してということで考えておりますので、28年度の実績でいいますと、三蒲地区のほうで2カ所やっております。

次に、みなとオアシスの件でございます。

みなとオアシスについてでございますが、そもそもこのみなとオアシスについては、以前から安下庄地区で海の駅を目指す会という民間団体が整備を推進しておりました。

その後、事業についても平成28年について予算計上で、簡易な浮き桟橋とか、物販を売ることとか、ハウスとかいうのを今、予算でやっております。

それとあわせてやっていたんですけど、その事業とみなとオアシス事業が、海の駅の事業とみなとオアシスの事業がある程度共通するところが大変多く、国のほうからも、こういう事業をされるのであれば、みなとオアシス整備事業に、一緒になってやったらいかがかというふうなこともございました。

ということで、魅力ある観光地の整備活用として、みなとオアシス等の活用による港湾を核とした地域交流の地域づくりを推進することと、国としたらインバウンド、広域観光推進として日

本のエーゲ海とも称される瀬戸内海の島々におけるクルーズ、サイクリング、アートなど、このエリアのみで味わえる魅力を体験できる「せとうち・海の道」広域観光ルートの形成を図るとする計画と合致するということから、町の計画と国の計画に共通点が多いことから、国からの情報提供やアドバイスを勘案し、新年度には安下庄港湾都市を地元町民の意向として、みなとオアシスに登録申請したいというふうに考えておるところでございます。

これは何をするのかということでございますが、これは、みなとオアシスの要件がございます。

みなとオアシスの要件につきましては、地域振興の方策について明確な地域コンセプトが存在し、地域の情報や観光情報の発信機能、地域住民や観光客が交流できる空間、公衆トイレ、駐車場、住民参加型のにぎわいの創出活動の継続等々の要件がある中で、今年度については、県漁協安下庄支店のほうで加工場等の物をつくりたいと、29年度ですか、新年度の予算については、ということで、安下庄支店のほうに補助金を出して、そういう海産物の加工施設をつくることの予算を計上しているところでございます。

○議長（荒川 政義君） 佐々木環境生活部長。

○環境生活部長（佐々木義光君） それでは私から、先ほどの合併処理浄化槽費用に係る補助金の上乗せについて御説明いたします。

現在の合併処理浄化槽設置費用につきましては、5人槽では33万2,000円、これが国が3分の1、町が3分の2補助をしております、これが限度額でございます。

一方、下水道集合処理の場合は、下水道受益者分担金300円が、下水道が供用開始された区域の土地に対して1回限り賦課されまして、その土地の所有者または受益者に負担していただくということになっております。この受益者負担金につきましては、その土地の面積によって賦課されるわけでございますが、例えば5人槽の場合、敷地面積を60坪と仮定した場合、受益者分担金が198.23平米掛ける300円で、約5万9,000円となります。

以上の計算から、合併浄化処理設置に要する個人負担額と受益者分担額の差が、過去、平均的な工事費を5年間から平均して計算いたしますと、5人槽で約65万8,000円であり、この65万8,000円から分担金の5万9,000円を控除した金額が59万9,000円となります。この59万9,000円を5人槽の場合による限度額といたします。

また、7人槽については76万5,000円、10人槽で109万6,000円となりますので、現在の5人槽の33万2,000円に26万7,000円上乗せしたものでございます。

7人槽では35万1,000円、10人槽で54万8,000円の上乗せの補助ということになります。

以上でございます。

○議長（荒川 政義君） 尾元議員。



○議員（9番 尾元 武君） ありがとうございます。

若者定住にあたりましては、28年度からの流れで、私はてっきり当初の説明のときからして橋に近いところ、そちらのほうの事業展開の、大島大橋に近いところ、そういった部分で若者定住という形の事業の展開の一環かなとは思ったんですね。

今お聞きしたところ、東和地区ですね。（発言する者あり）29年度、新年度がですね。（発言する者あり）そうですね。東和地区ということでわかりました。

だから、一応今から造成がされて、今後の展開になるところは具体的にはまだ未定という形で、本年度内に全て造成までされるという形で理解してよろしいのでしょうか。（発言する者あり）29年度です、29年度内に。

○議長（荒川 政義君） 奈良元総務部長。

○総務部長（奈良元正昭君） 29年度先ほど、東和地区と申し上げましたが、これにつきましては旧東和庁舎跡地、町有地でございます。

これについては、そう工期的にもかからないのではないかと思っていますので、29年度中に造成工事が完了するというふうに見込んでおります。

○議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） 50ページのふるさと寄附金代行業務313万2,000円、これについて委託先とか、もうちょっと詳しい内容を御説明ください。

それと、51ページの和田小グランド代替施設負担金72万円、これの支払い先と見積もり内訳、72万円の内訳を教えてください。

それと、89ページの報酬のCCRCネットワーク推進協議会の委員構成、10名ということでお聞きしておりますが、これ今後、高齢者対策ということではなくて、まちづくりの一環として取り組むべきことだと思いますので、福祉関係に限らず広く公募委員も含めた委員構成にしていく必要があるのではないかと思いますので、その辺の御意向をお聞かせください。

それから、79ページ、民生委員協議会活動助成金と活動費交付金、50万6,000円と703万2,000円がございしますが、これの補助金の主な使途目的を教えてください。

それから、39ページの職員人件費、一般職2億4,786万8,000円がございしますが、これのうち再任用職員に係る人件費総額、それと人数を御説明ください。

それともう2つ、41ページ、町長交際費300万円これの主な使途内訳と、186ページの教育総務費の工事請負費、東和総合支所・教育庁舎、これのもう少し具体的な計画内容、できれば図面等があればお示ししたいと思います。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 奈良元総務部長。

○総務部長（奈良元正昭君） 多岐にわたって御質問いただいておりますので、ちょっと答弁漏れがあったら御容赦いただいて、また御指摘いただきたいと思います。

まず1点目のふるさと寄附金の代行業務、これにつきましては先ほどもちょっとお答えいたしました。JTBに委託することを想定しております。

JTBのほうで、例えばですがチラシをつくったり、それからインターネット上での広告なりそういったことをしていただいて、それをまた寄附者からこういった寄附があったよと町に通知が行きますし、またそれに対して寄附の受け取ったというようなことの寄附控除等々の処理、そういったこともいろいろやっていただくというような。返礼品については、そのデータを今度は観光協会に送付して、観光協会のほうから発送するというようなシステムで考えております。

それから、企業誘致の関係の和田小学校の代替の負担金、これが支払い先がどこかというような御質問だったかと思いますが、これについては昨日です、ちょっとお話させていただきましたが、和田小で旧和田小のグラウンドを利用されていた方が、片添のグラウンドのほうへ移っていただいた。

逆に利用者の方もあっちのほうがいいというような中で、ですから支払い先は、その片添の施設の指定管理者である東和ふるさとセンターになります。そちらのほうに電気代使用料等として負担金を、町のほうが負担をしようという考え方で予算となっております。

それから、再任用職員ですけれども、再任用職員は4名を想定しております。総額で640万円ぐらいになります。

以上、総務関係は以上かと思えます。（発言する者あり）

済みません、町長交際費の300万円の支払い内訳という御質問ですが、これについては交際費の支出基準がございまして、それにのっとっているような交際費、慶弔なりそれから接遇等々でございまして。

ですから、それが幾らかというのは、当然その都度の支払いになりますので、その内訳というのが、金額を申し上げるわけにはいかないということでございます。

○議長（荒川 政義君） 平田健康福祉部長。

○健康福祉部長（平田 勝宏君） それでは、私のほうからは、まず74ページの民生委員さんの件でございます。

民生委員さんにつきましては、委員さん個人で日常的に行われている活動以外に、これを支援するために、民生委員法の第24条でございまして、これに基づきまして民生委員会、協議会の任務といたしまして、民生委員さんの職務に関して必要な知識及び技術を習得させることが規定されておるところでございます。

そこで、福祉施設の見学や学校訪問、また先進地視察など、民生委員さんの資質の向上を高めるための民生委員児童委員全体で実施する活動も行っているわけでございます。

これまでの民生委員活動費につきましては、活動費に補助金の半分程度を、日常的な活動に係る燃料費や電話代というふうなところは実費支弁でございますが、これに各委員さんに直接お渡しをしていたと。そして残りにつきましては、委員さん全体で、先ほど全体のほうで御説明させていただきまして、全体で実施する活動の活動費ということで使用をしていたわけでございますが、これにつきまして、ちょっと慣例によりまして、委員さんに十分な御説明が行き届いていないという面はございまして、これについて反省しているところでございます。

それで現在、民生委員児童委員協議会の基本的な決定機関であります運営審議会におきまして、来年度から、事前に活動費の一部を徴収する場合につきましては、各委員さんに十分な御説明を行いまして、理解を求めて対応していくというふうな方向で、現在調整をしているところでございます。

CCRCの件でしたかね。予算書の89ページのCCRCの、周防大島版CCRCネットワーク推進事業の委員のことについてでございますが、これにつきましては、平成27年の繰越事業であります地方創生加速化交付金というのを活用いたしまして、このCCRC事業に取り組んでいるわけでございます。

それで、29年度予算については単独の予算でございますが、現在のこの予算で計上させていただいておる委員につきましては、12名の方を現在予算計上をさせていただいております。これにつきましては、28年に実施した方と同様の委員さんの人数で当初予算については要求をさせていただいておりますので、まちづくりにかかわることということで、先ほど田中議員さんから御提案をいただいたんですが、当初予算におきましては、ちょっとそれについては困難だろうというふうに思っております。

ただ、今後、この要綱におきましても、周防大島版CCRCネットワーク協議会要綱におきまして、3条1項第5号におきまして、その他町長が必要と認めるものというふうな項目もございまして、今後必要な場合につきましては、そのような形の対応も考えて参りたいというふうに思っておるところでございます。（発言する者あり）

それで28年度に12名、この要綱に基づきますサービス付き高齢者向け住宅整備事業、また特別養護老人ホーム整備事業所の方、周防大島町公営企業局、周防大島町社会福祉協議会、今、施設にかかわる方8人と、それとこの要綱の中で学識経験を有する専門委員を置くことができるというふうなことでございますので、専門委員としても山口大学の医学部長さん、大島商船高等専門学校の関係でございます島スクエア起業教育研究センター長さん、また担い手支援センターの関係で農業委員会の会長さん、また定住促進協議会の関係で町議会の活性化特別委員会の委員

長さんに28年度についても既に任命をして携わっていただいております。それで29年度についても同様の委員さんで今回報酬を計上させていただいております。

○議長（荒川 政義君） 岡野教育次長。

○教育次長（岡野 正徳君） 186ページの東和総合支所・教育庁舎整備事業の工事費について御質問を受けました。この建物につきましては、今あります東和総合センターの南側の、現在職員の駐車場で使われておりますが、その部分に、構造でいいますと軽量鉄骨造合金メッキ鋼板葺き2階建て647.5平米の床面積の建物を約7カ月の工期で建てようとするものであります。

工事費につきまして2億3,940万円の内訳ですが、ちょっと言わせていただきますと、建築工事1億6,733万3,000円、電気設備工事3,312万4,000円、機械設備工事2,738万6,000円、地震計移設工655万6,000円、これは地震計が東和総合支所のほうにあります、これを移設する必要があるということで計上しております。それからネットワーク工事として345万6,000円、イントラ伝送路工事として153万7,000円、行政無線の移設工事1万7,000円、合計2億3,940万9,000円を計上しております。

図面をと言われたと思いますが、現在入札前ですので、詳細な図面について配付はできれば控えていただきたいと思いますというふうに思います。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） ふるさと寄附金代行業務は、委託先としてはJTBと観光協会ということでよろしいのでしょうか。この委託金額が313万2,000円で寄附金予算額が1,500万円ということで、5分の1程度はこの代行業務に使用されるわけなんですけど、これは委託しないとできないものなのかどうか、その辺専門性とかあるのであればちょっと御説明いただきたいと思います。

それと、和田小グラウンドの代替施設の件なんですけど、ふるさとセンターに72万円入って、その使用について和田小のグラウンドが使えないから片添のグラウンドを使うということであれば、その使う回数によってその金額っていうのは変わってくると思うんですが、片添のグラウンドは1時間1,040円、夜間だったらもうちょっと高いんですけど、それで2時間使っても1年間分ぐらいあるんですけど、これは使用頻度に応じて精算されるということでしょうか。

それと職員人件費のところなんですけど、平成29年度で4名の方が再任用ということで640万円の人件費がかかると。町長も徹底した行政改革に取り組んでおられるということなんですけど、その640万円があれば、一般の臨時職員の方を一般の民間から雇用すればもっと人数も多く雇用できるし、まあ無駄な人数を雇用することはないんですけど、じゃあその民間の方

の待遇を改善するとか、今ほとんど最低賃金並みの賃金で働いていただいていると思うんですが、そういったことに使うほうがいいのではないかなという気もします。

それと町長交際費の300万円ですけど、これも行政改革に絡めて、徹底した行政改革をされるのであれば300万円という予算がどうなのか。例えば隣の柳井市は年間100万円です。これに比べてどうなのか。私は非常に大きい金額だなとは思いますが、この辺の必要性、300万円必要なんだと、徹底した行政改革に取り組むのであればこれをもう少し下げる努力ちゅうのも必要なんじゃないかなと思いますが、その辺について御答弁をお願いします。

○議長（荒川 政義君） 奈良元総務部長。

○総務部長（奈良元正昭君） まず1点、ふるさと寄附金の関係で委託の必要性というような御質問ございました。先ほどちょっと御答弁であれなんですけど、ふるさと寄附金の代行業務313万2,000円、これはJTBでございます。それから返礼品の発送について144万円という計上がございますが、これが観光協会への委託でございます。

そういった中でこの必要性ということなんですけど、これ以前は町の職員が全てやっていたという経緯もございます。しかしながら、先ほどから申し上げましたように、インターネットを活用したもの、あるいはチラシの作成等々でこれも予算上の話なんですけど、27年度については7,800万円の寄附金でした。それが28年度は1,600万円程度を今見込まれてることで、29年度は1,500万円という予算を上げさせていただいておりますが、そのようにこういった外部委託をすることによってそういった寄附金そのものは増えてきておるといようなこと、そこらでまあ当然そういったことで、先ほどありました行革という趣旨からも、職員の業務をそういった外へ出せるものは出すといったことも踏まえた中でこういった外部委託ということを始めたということでございます。

それから和田小の負担金の、これは当然、利用回数等々で精査をいたします。予算上72万円と組んでおりますけれども、これにつきましては従来の利用実績を踏まえて積算をして組んでおりますが、当然利用した、ですからこの予算額全てを支出するわけじゃないということで御理解いただきたいと思っております。

それから再任用のまた御質問でございますが、これにつきましては今3名は短期間の再任用でございます。1名は保育所の調理員でございますが、これはフルタイムでの再任用ということになっております。臨時職員でいいじゃないかというようなこともございますが、これ御承知かと思いますが、制度上そういった再任用という制度がございますが、当然高齢者の雇用促進といった意味の法律もございます。そういった中で運用していることであって、再任用の希望者があればそういったことに対応しなきゃならないといったこともございますので、当然今おっしゃる趣旨、臨時職員でもいいんじゃないかという御趣旨はよくわかりますが、逆に再任用でそういった

短期間の職員で対応するというのも1つの行革の一環だということも考えておるといふふうに思っているところでございます。

それから交際費ですけれども、削減する努力ということですが、御承知かと思いますが、大体決算額につきましては、大体150万円から、70万円ぐらいで推移しているというふうに記憶をしております。

そういった中で今年度も300万円の予算計上をさせていただいたところなんですけど、私どもいろいろ支出については、当然今までも適切な支出をしているというふうに判断はしておりますが、いろんな支出の精査をする中で今年度もやってみて、ここらあたりや当初予算から削減できるものであれば、それはまた今後対応は検討したいというふうに考えているところでございます。

○議長（荒川 政義君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

以上で、一般会計予算の質疑を終結します。

お諮りいたします。平成29年度周防大島町一般会計予算の質疑が終結しましたので、議案第1号について、昨日配付しております議案付託表により、所管の常任委員会に付託することにしたと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 異議なしと認めます。よって、議案第1号につきましては、昨日配付いたしました議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託することに決定しました。

なお、討論採決は会期中の最終日の本会議といたします。

---

日程第2. 議案第2号

日程第3. 議案第3号

日程第4. 議案第4号

日程第5. 議案第5号

日程第6. 議案第6号

日程第7. 議案第7号

日程第8. 議案第8号

日程第9. 議案第9号

○議長（荒川 政義君） 日程第2、議案第2号平成29年度周防大島町国民健康保険事業特別会計予算から日程第9、議案第9号平成29年度周防大島町渡船事業特別会計予算までの8議案を一括上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。平田健康福祉部長。

○健康福祉部長（平田 勝宏君） それでは、議案第2号から第4号の補足説明をいたします。

議案第2号平成29年度周防大島町国民健康保険事業特別会計予算につきまして、補足説明を行います。

特別会計の予算書をお願いいたします。最初に、平成29年度の当初予算の主な概要につきまして御説明いたします。

まず歳入における今年度の特徴は、国民健康保険税につきましては、主に一般分・退職分ともに国保被保険者・世帯数が減少見込みであることから、減額の見込みとなっております。

国庫支出金の療養給付費負担金につきましては、歳出の一般分の保険給付費が被保険者数1人当たり給付費ともに減となる見込みでありますことから、総体的に減額を見込んでおります。同様に、退職被保険者の減による影響で療養給付費等交付金につきましても減額を見込んでおります。

一方、前期高齢者交付金については、前々年度精算分に追加交付が見込まれ、その影響から増額の見込みとなっております。

共同事業交付金については、高額医療費共同事業交付金は医療費実績から引き続き増額見込みとなっておりますが、保険財政共同安定化事業交付金については、平成27年度からの対象医療費の拡大に伴い、他市町との医療費実績の差が減少する傾向にあることから、当町への配分は減額となる見込みとなっております。

次に歳出の特徴といたしましては、まず保険給付費におきまして、先ほど歳入でも御説明させていただきましたが、療養給付費は一般分・退職分ともに被保険者数が減少見込みであり、また一般分については1人当たり給付費の伸び率が減少となる見込みであることから、減額の見込みとしております。

高額療養費につきましても、一般分・退職分ともに被保険者数の減少と、1人当たり給付費の伸び率が減少となる見込みであり、減額の見込みとしております。

共同事業拠出金については、県国保連合会の試算により高額医療費拠出金については増額、保険財政共同安定化事業拠出金については減額の見込みとなっております。

以上のようなことから、計上した歳入及び歳出見込み額に基づき、なお不足する財源を補填するため、一般会計からの繰入金昨年当初予算より161万8,000円減の171万円としております。

以上が、平成29年度当初予算の概要であります。

それでは、特別会計予算書の1ページをお願いいたします。

第1条により、歳入歳出予算の総額を36億3,006万9,000円と定めるものです。対前

年度比2億1,951万3,000円、5.7%の減となっております。

第2条の歳出予算の流用では、保険給付費の同一款内での流用ができることを定めるものです。次に、事項別明細書の3ページをお願いいたします。歳入から御説明いたします。

1款国民健康保険税は4億8,884万5,000円を計上し、対前年度比3,285万3,000円、6.3%の減となっております。概要で御説明いたしましたが、主に世帯数、被保険者数の減少見込みによるものです。

4ページをお願いいたします。2款使用料及び手数料は省略いたします。

3款国庫支出金1項国庫負担金1目療養給付費負担金は3億7,822万5,000円、対前年度比6,628万1,000円、14.9%の減となっておりますが、これは主として保険給付費が被保険者数1人当たり給付費ともに減少見込みであること、同様に後期高齢者支援金が減額見込みであることの影響によるものです。

2目高額医療費共同事業負担金は、高額医療費共同事業拠出金の25%負担相当額として2,094万9,000円、3目特定健康診査等負担金は基準額の3分の1負担相当額として284万9,000円を計上しております。

5ページ、2項国庫補助金1目財政調整交付金は、市町村財政の負担能力を考慮し、保険者負担の不均衡を調整するための普通調整交付金1億4,081万円、特定疾病等の保険者の特殊要因等を補填するための特別調整交付金4,828万2,000円を計上しております。

2目制度改正補助金は、平成30年度からの国保事業の県単位化に備えて行う県の国保情報集約システムとの連携及び被保険者証の様式変更等、制度改正に伴う町基幹系システム改修の経費に対するもので、新たに383万4,000円計上しております。

4款療養給付費等交付金は、退職被保険者の療養給付費について社会保険診療報酬支払基金から交付されるもので、1,935万8,000円を計上し、対前年度比3,587万円の減となっております。これは平成27年度より退職者医療制度の適用に係る経過措置の終了に伴い、算定基準となる被保険者の減少が続く影響によるものです。

5款前期高齢者交付金は、被保険者のうち65歳から75歳未満の前期高齢者の占める比率により保険者間の財政調整として交付されるもので、13億5,314万9,000円を計上し、対前年度比5,380万2,000円の増となっておりますが、これは前期高齢者の給付費自体は減額の見込みであるものの、本交付金の算定に概算・精算制が導入されていることから、平成27年度の概算額について追加交付の発生が見込まれることによるものです。

6ページをお願いします。

6款県支出金1項県負担金1目高額医療費共同事業負担金及び2目特定健康診査等負担金は、国庫負担金と同じ負担割合であることから同額を計上しております。



2 項県補助金 1 目財政調整交付金は 8,082 万 8,000 円を計上しておりますが、これは県内市町間の国民健康保険の財政調整を図るため、県が市町に保険給付費等の 9%相当額を交付するもので、保険給付費の減額見込みにより、対前年度比 1,521 万 1,000 円の減としております。

7 款共同事業交付金 1 項 1 目高額医療費共同事業交付金は、県内全市町の国保が国保連合会に拠出金を出し合い、これを財源に 1 件当たり 80 万円を超える高額医療費に対して国保連合会が交付するもので、国保連合会の推計及び近年の実績をもとに 7,919 万円を計上しております。対前年度比 947 万円、13.6%の増となっております。

一方、2 目保険財政共同安定化事業交付金は、県内全市町の拠出金を財源に 1 件当たり 80 万円までの医療費を対象として国保連合会が交付するもので、6 億 7,292 万 7,000 円を計上しております。対象医療費の拡大に伴いまして、各市町への交付が平準化してきたことにより、対前年度比 9,979 万 4,000 円、12.9%の減となっております。

7 ページ、8 款財産収入は省略いたします。

9 款繰入金 1 項他会計繰入金 1 目一般会計繰入金は 3 億 1,290 万 8,000 円の計上で、対前年度比 309 万 4,000 円の減となっております。このうち、保険基盤安定事業繰入金は低所得者に対する保険税軽減相当額を基準として一般会計から繰り入れを行うものですが、1 節保険税軽減分は県が 4 分の 3、町が 4 分の 1 を負担して、1 億 1,822 万 4,000 円、2 節保険者支援分は国が 2 分の 1、県と町が 4 分の 1 ずつ負担をして 5,443 万 5,000 円を計上しております。

4 節出産育児一時金等繰入金は、出産育児一時金の支給に要する費用に対する繰り入れで 20 人分の 560 万円、5 節財政安定化支援事業繰入金は、地方財政措置により国保財政が受ける影響を勘案して算定した額の繰り入れで 6,394 万 2,000 円、6 節その他一般会計繰入金は、県の福祉医療費助成事業において県と町がそれぞれ 2 分の 1 を負担する国保負担軽減対策分を県の試算に基づき 1,604 万 6,000 円、財源不足を補填するためのその他一般会計分を 171 万円計上しております。

10 款繰越金、11 款諸収入は省略いたします。

11 ページをお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 部長、ちょっと休憩。暫時休憩をします。25 分までね。

午後 2 時 09 分休憩

.....

午後 2 時 25 分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、歳出のほうをお願いいたします。

○健康福祉部長（平田 勝宏君） 休憩前に引き続きまして、歳出のほうを補足説明させていただきます。

次に、歳出について補足説明をいたします。

1 款総務費 1 項総務管理費 1 目一般管理費は、職員人件費及び事務経費として 7,015 万 7,000 円、対前年度比 880 万 2,000 円増を計上しています。主に職員人件費の減はあるものの、平成 30 年度の県単位化に向けた国保制度関係業務準備事業による県の国保情報集約システムとの連携及び制度改正に伴うシステム改修と、これに対応する高額療養費支給システムの導入に伴う本町基幹システム改修費を新規に計上したことにより増額となったものです。

1 2 ページをお願いいたします。

2 目連合会負担金は、県の国保連合会に対する負担金ですが、被保険者数の減により対前年度比 2 万 2,000 円の減、39 万 5,000 円を計上しています。

2 項徴税费 1 目賦課徴収費は、国民健康保険税の賦課徴収に係る事務経費として 206 万 3,000 円を計上しております。

1 3 ページをお願いいたします。

3 項運営協議会費は、3 回分の会議開催経費を計上しています。

1 4 ページをお願いいたします。

2 款保険給付費 1 項療養諸費 1 目の一般被保険者療養給付費は 19 億 2,355 万 5,000 円で、対前年度比 1 億 7,211 万 8,000 円、8.2%の減となっています。例年と同様に、前年度実績額等をベースに平均被保険者数の見込みと年間伸び率の見込みから推計しております。

2 目退職被保険者等療養給付費は 1,755 万 3,000 円で、一般被保険者分と同様の推計から対前年度比 1,861 万円、51.5%の減となっています。退職被保険者分につきましては、退職医療制度に係る退職被保険者の新規適用がないことから大幅な減となっております。

3 目一般被保険者療養費は 559 万 8,000 円、4 目退職被保険者等療養費は 5 万 7,000 円、5 目審査支払手数料は 579 万 5,000 円を計上し、1 項の療養諸費の合計は 19 億 5,255 万 8,000 円、対前年度比 1 億 9,097 万 2,000 円、8.9%の減となっております。

1 5 ページをお願いいたします。

2 項高額療養費 1 目一般被保険者高額療養費は、1 項の療養諸費と同様の推計により 3 億 3,638 万 5,000 円、対前年度比 2,610 万 8,000 円、7.2%の減、2 目退職被保険者等高額療養費は 296 万 7,000 円で、対前年度比 291 万 9,000 円、49.6%の減、3 目一般被保険者高額介護合算療養費は 25 万円、4 目退職被保険者等高額介護合算療養費は 10 万円とし、2 項の高額療養費の合計は 3 億 3,970 万 2,000 円、対前年度比 2,897 万

7,000円、7.9%の減を計上しております。

3項移送費1目一般被保険者移送費は10万円、16ページの2目退職被保険者等移送費は6万円を計上しております。

4項出産育児諸費は、20人分840万5,000円、5項葬祭諸費は60人分300万円を計上しております。

17ページをお願いいたします。

3款後期高齢者支援金等は、1人当たり概算負担金に被保険者数を掛けた概算分と、前々年度となる平成27年度の精算分からなる後期高齢者医療支援金と、事務費拠出金との計で3億370万5,000円を計上しております。27年度の後期高齢者支援金は精算による過払いがあると見込まれ、事務費を合わせて775万8,000円の減となっております。

4款前期高齢者納付金等は、1人当たり概算負担金に被保険者数を掛けた概算分と、前々年度となる平成27年度精算分に係る前期高齢者納付金と、事務費拠出金との合計で111万5,000円を計上しております。平成29年度概算分の増が見込まれることから、対前年度比96万4,000円の増となっております。

18ページをお願いいたします。

5款老人保健拠出金は1万6,000円を計上しております。これは、老人保健制度の廃止後も経過措置として必要となる事務費拠出金等を計上しているものです。

6款介護納付金は、第2号被保険者の1人当たり負担額と見込み被保険者数による概算額並びに平成27年度の精算見込みから1億746万2,000円を計上しております。27年度の精算には過払いがあると見込まれることから475万6,000円の減となっております。

7款共同事業拠出金は、1目の財政運営の安定化を目的として県内市町が県国保連合会に拠出金を支出して、高額な医療費が発生した県内市町に県国保連合会が交付金を交付する再保険事業となる高額医療費拠出金と、2目の退職医療費共同事業の分担金であるその他共同事業拠出金、3目の県内市町の保険料の平準化・財政の安定化を目的に県国保連合会が交付金を交付する再保険事業となる保険財政共同安定化事業拠出金、4目の共同事業事務費拠出金からなりますが、19ページの計で7億9,401万7,000円、対前年度比448万円の増を計上しています。連合会の試算に基づき1目高額医療費拠出金が1,407万7,000円の増額見込みであるのに対し、3目保険財政共同安定化事業拠出金が959万7,000円の減額見込みとなっております。

8款保健事業費1項特定健康診査等事業費は、職員人件費及び国保被保険者に対する特定健康診査及び特定保健指導に要する経費として2,309万3,000円を計上しています。

20ページをお願いします。

2項保健事業費は、保健事業として行う医療費通知等の経費で214万6,000円を計上しております。結核・精神に係る国の特別調整交付金の申請のため、民間に委託し実施していたレセプト内容調査集計業務を県国保連合会が一括して業務を請け負うこととなり、委託料が減額となった影響等により、対前年度比98万7,000円の減となっております。

21ページの9款基金積立金、10款諸支出金は省略いたします。

22ページをお願いいたします。

11款繰出金は、病院事業局企業会計に対する特別調整交付金の繰出金として1,448万3,000円、12款予備費は500万円を計上しております。

以上が、議案第2号平成29年度周防大島町国民健康保険事業特別会計予算についての概要でございます。

次に、議案第3号平成29年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計予算につきまして補足説明をいたします。

最初に、今年度の当初予算の主な変更点について御説明いたします。

まず、保険料見直しについては、平成28年度に改正され、29年度は2カ年を単位とする財政計画の2年目にあたることから保険料の変更はありませんが、保険料軽減特例の見直しに係る制度改正が予定されていることから、県後期高齢者医療広域連合資料により軽減措置が変更となる影響を見込んだ予算となっております。これにより、被保険者数の推移では、本年1月末の状況で5,367人、前年比で0.9%減となっておりますが、特別徴収、普通徴収を合わせた保険料は当初予算ベースで対前年度比1,532万1,000円、5.5%増を見込んでおります。

それでは、予算書の7ページをお願いいたします。

本文第1条により、歳入歳出予算の総額を4億6,570万6,000円と定めるものです。対前年度1,840万2,000円、4.1%の増額となっております。

次に、事項別明細書の33ページをお願いいたします。歳入から御説明いたします。

1款後期高齢者医療保険料1項1目の特別徴収保険料は2億2,295万円を計上し、2目の普通徴収保険料は滞納繰越分を含め6,928万2,000円、計2億9,223万2,000円を計上しております。制度改正の影響を見込んで、対前年度比1,532万1,000円、5.5%の増額であります。

2款の使用料及び手数料は省略いたします。

3款繰入金1項他会計繰入金1目事務費繰入金は3,452万円を計上し、2目保険基盤安定繰入金は1億3,811万9,000円、計1億7,263万9,000円を計上しております。県広域連合の試算により保険基盤安定負担金分の繰り入れは減額となったものの、平成29年度は後期医療制度10年目を迎え、県広域連合の5年ごとの標準システム機器関係の更新等の影響を

受け、広域連合納付事務費負担金分が増額となったことにより、対前年度より328万1,000円、1.9%の増額となっております。

34ページをお願いいたします。

4款繰越金は1,000円を計上しております。

5款諸収入1項延滞金、加算金及び過料1目延滞金は1,000円を計上し、2項償還金及び還付加算金1目保険料還付金及び2目還付加算金は、歳出の過年度保険料還付金に充当するための県広域連合からの歳入で、前年度実績により計80万2,000円を計上しております。また、35ページ、3項雑入として1,000円を計上しております。

37ページをお願いいたします。次に、歳出について御説明いたします。

1款総務費1項総務管理費1目一般管理費は、職員人件費及び一般経費として2,166万8,000円を計上しています。事務費となる一般経費は、県広域連合の5年ごとの標準システム機器関係の更新に合わせて、本町更新用の窓口用端末機器を購入する費用を計上したことなどにより、対前年度比297万1,000円の増となっております。

38ページをお願いいたします。

2項徴収費は、徴収に係る経費として132万8,000円を計上しております。

2款後期高齢者医療広域連合納付金は4億4,190万8,000円を計上し、対前年度比1,541万9,000円の増となっております。県広域連合の5年ごとの標準システム機器関係の更新等により、広域連合事務等負担金が155万1,000円増の1,155万5,000円、保険基盤安定負担金が145万3,000円減の1億3,811万9,000円、歳入の保険料軽減特例の見直しに係る制度改正の影響を見込んだ保険料に過年度保険料及び延滞金分の2,000円を合わせて、後期高齢者医療保険料が1,532万1,000円増の2億9,223万4,000円を計上しております。

39ページをお願いいたします。

3款諸支出金1項償還金及び還付加算金1目保険料還付金は、歳入の諸収入と同様に、過年度の保険料の還付金を過去の実績から加算金と合わせて80万2,000円を計上しております。

以上が、議案第3号平成29年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計予算についての概要でございます。

続きまして、議案第4号平成29年度周防大島町介護保険事業特別会計予算につきまして、補足説明を行います。

予算書の11ページをお願いいたします。

第1条で、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額を34億6,187万3,000円と定め、介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額を1,190万8,000円と定めるものでございます。

第2条の歳出予算の流用では、保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合に、同一款内で流用できることを定めるものでございます。

それでは、保険事業勘定から御説明いたします。事項別明細書51ページの歳入から御説明いたします。

1款の保険料は5億1,429万3,000円を計上しております。現年度分の特別徴収保険料は収納率100%で4億8,912万8,000円、現年度分の普通徴収保険料は収納率91%の見込みで2,426万5,000円、及び滞納繰越分保険料90万円を計上しております。被保険者数においては、特別徴収が8,342人、普通徴収が538人を見込んでおります。なお、第1号被保険者の保険料の法定負担割合は22%となります。

2款の使用料及び手数料は省略いたします。

3款国庫支出金1項国庫負担金1目介護給付費負担金は、給付費に係る国の法定負担分として総給付費のうち居宅給付費の20%分と施設給付費の15%分を合わせて5億6,619万9,000円を計上しております。

52ページの2項国庫補助金1目調整交付金は、総給付費の9.52%で3億749万6,000円を計上しております。この調整交付金は、自治体間の介護保険財政の調整を行うため、全国平均との格差を調整して算定交付されるものでございます。

2目地域支援事業交付金では、平成29年4月から実施する介護予防・日常生活支援総合事業と包括的支援事業・任意事業分を合わせて2,941万9,000円を計上しております。なお、法定負担割合は、介護予防・日常生活支援総合事業分は25%、包括的支援事業・任意事業分は39%となります。

4款の支払基金交付金は、2号被保険者がそれぞれ加入している医療保険で負担する介護保険料として、社会保険診療報酬支払基金を通じて自治体に交付されるものでございますが、1目の介護給付費交付金は9億440万円、2目の地域支援事業交付金は介護予防・日常生活支援総合事業分として1,352万3,000円を計上しております。なお、法定負担割合は28%となります。

5款県支出金1項県負担金1目介護給付費負担金は、県の法定負担分として施設給付費の17.5%、居宅給付費の12.5%、合わせて4億8,354万9,000円を計上しております。

53ページの2項県補助金1目地域支援事業交付金は、介護予防・日常生活支援総合事業と包括的支援事業・任意事業を合わせて1,470万9,000円を計上しております。なお、法定負担割合は、介護予防・日常生活支援総合事業分は12.5%、包括的支援事業・任意事業分は19.5%となります。

6款繰入金1項他会計繰入金1目介護給付費繰入金は、町の法定負担分として総給付費の

12.5%、4億375万円を計上しております。

2目地域支援事業繰入金は、介護予防・日常生活支援総合事業と包括的支援事業・任意事業を合わせて1,470万9,000円を計上しております。なお、法定負担割合は、介護予防・日常生活支援総合事業分は12.5%、包括的支援事業・任意事業分は19.5%となります。

3目低所得者保険料軽減対策繰入金は、低所得者の第1号被保険者の介護保険料の軽減のため、第1段階の保険料を消費税による公費を投入して0.5から0.45とすることとしたもので、一般会計から全額繰り出すもので697万9,000円を計上しております。

4目その他一般会計繰入金は、職員給与費、介護認定審査等の事務経費分として1億3,704万7,000円を計上しております。

54ページをお願いします。

2項基金繰入金1目介護給付費準備基金繰入金は、6,374万5,000円を計上しております。

3項1目の介護サービス事業勘定繰入金は、介護サービス事業勘定からの繰り入れで99万円を計上しております。

7款繰越金、8款諸収入は省略いたします。

55ページの9款財産収入は、介護給付費準備基金の預金利子として1万2,000円を計上しております。

次に、歳出を御説明いたします。57ページをお願いいたします。

1款総務費1項総務管理費1目一般管理費は、職員人件費と介護保険一般経費といたしまして6,789万9,000円を計上しております。

58ページの2項徴収費1目賦課徴収費では、保険料の徴収事務経費として964万2,000円を計上しております。

59ページの3項1目の介護認定審査会費では、介護認定等に係る経費といたしまして、3,487万3,000円を計上しております。

60ページの2款保険給付費の全体では、対前年度比較で0.6%の増となっております。

1項サービス諸費1目介護サービス等給付費は、要介護認定者に対する給付費で28億7,817万3,000円、2目介護予防サービス等給付費では、要支援者認定者に対する給付費で1億1,012万7,000円を計上しております。

61ページをお願いします。

2項その他諸費1目審査支払手数料は、国保連合会への手数料として368万4,000円を計上しております。

3項高額介護サービス費は、6,731万5,000円を計上しております。

4項高額医療合算介護サービス等費は、1,009万2,000円を計上しております。

62ページをお願いします。

5項特定入所者介護サービス等費は、施設に入所している低所得者の方に保険給付の対象外である食費、居住費の補填をするもので、合計で1億6,050万1,000円を計上しております。

63ページをお願いします。

3款の基金積立金は、介護給付費準備基金の預金利子の積み立てとして1万2,000円を計上しております。

次に、4款地域支援事業について、御説明申し上げます。

平成26年6月に公布された医療介護総合確保推進法に基づく介護保険法の改正により、住民やボランティア等が主体となって多様なサービスを構築することで、介護予防の充実や介護の重度化を防止するため、地域支援事業が大幅に見直しされたところであります。その主な内容は、町長が行政報告で申し上げました、介護予防・日常生活支援総合事業、いわゆる新しい総合事業への移行であり、本町は平成29年4月から実施することとしております。

また、地域支援事業における包括的支援事業の重点項目として、地域ケア会議の充実、在宅医療の推進、認知症施策の推進、生活支援体制の整備が位置づけられたところであり、本町は平成26年度から順次取り組みを進めて参りましたが、平成29年度より、全ての事業を地域支援事業の予算で実施することとしております。

このため、平成29年度の地域支援事業の予算も大幅に見直しを行っておりますので、その内容につきまして御説明申し上げます。

まず、4款地域支援事業費1項1目の介護予防・生活支援サービス事業は新しい総合事業であり、3,893万6,000円を新規計上しております。

新しい総合事業では、これまで要支援の方が利用していた介護予防給付の訪問介護と通所介護を、現行相当のサービスに加え、住民やボランティアが主体となった多様なサービスを提供するものであります。また、総合事業では、介護認定を行わず、基本チェックリストで事業対象者となった方に迅速にサービスを提供できる仕組みとしております。

2目介護予防ケアマネジメント事業費は、総合事業のケアプラン作成経費として424万8,000円を新規計上しております。

64ページをお願いします。

2項一般介護予防事業費は、従来の一次予防、二次予防を廃止し、第1号被保険者の全ての方を対象として、地域の実情に即した効果的・効率的な介護予防を推進する新しい総合事業に位置づけられる新規事業として、488万4,000円を計上しております。事業内容は、これまで取り組んできた健康教育健康相談、温水プール指導に加え、山口大学との包括協定による高齢者



の食生活の実態把握事業及び高齢者栄養改善教室を新たに実施することとしております。

なお、総合事業費精算金は総合事業の実施に伴い廃目としております。

65ページをお願いします。

3項包括支援事業・任意事業費1目包括的支援事業費は、地域包括支援センターの従来からの業務である総合相談、権利擁護、包括的継続的ケアマネジメントに要する経費として、478万5,000円を計上しております。

2目の任意事業費では、在宅介護の精神的、経済的な負担軽減を図るため、家族介護支援、成年後見制度の利用支援、認知症サポーター養成事業等に要する経費として231万円を計上しております。

66ページから68ページの3目の地域包括支援センター運営事業費では、地域包括支援センターの運営に要する経費として、保健師、社会福祉士等の職員人権費等、5,734万6,000円を計上しております。

68ページの4目包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費は、新たな目を設置し、多職種協働により地域包括ケアシステムの構築を目指す地域ケア会議推進事業経費として7万円を計上しております。

5目在宅医療・介護連携推進事業費も新たな目を設置し、在宅医療推進事業経費として67万9,000円を計上しております。

69ページをお願いします。

6目生活支援体制整備事業は、高齢者の社会参加や住民主体による多様な生活支援サービスを充実するため、生活支援コーディネーターを配置し、ボランティアの養成やネットワーク化を行う経費として、385万円を新規計上しております。

7目認知症総合支援事業費は新たな目を設置し、認知症になっても住みなれた地域で暮らし続けることができるよう、認知症初期集中支援チームや認知症地域支援推進員を設置する経費として、210万9,000円を計上しております。

70ページをお願いします。

4項その他諸費は、国保連への総合事業に係る審査支払手数料等経費として、23万円を新規計上しております。

次に、介護サービス事業勘定の御説明をいたします。事項別明細書73ページの歳入から御説明いたします。

1款サービス収入1項介護給付費収入1目介護予防サービス計画費収入は、ケアプランの作成料として1,179万円を計上しております。なお、介護予防の訪問介護と通所介護が29年度中に総合事業に移行することから、前年度比36%の減となっております。

2 款諸収入 1 項 1 目の雑入は、住宅改修理由書の作成料として 1 1 万 8, 0 0 0 円計上しております。

次に 7 4 ページの歳出を説明いたします。

1 款サービス事業費 1 項 1 目介護予防支援事業費は、地域包括支援センターが指定介護予防支援事業所としてケアプラン作成事業等に要する経費 1, 1 9 0 万 8, 0 0 0 円を計上しております。

以上が、議案第 4 号平成 2 9 年度周防大島町介護保険事業特別会計予算についての概要でございます。

以上で、議案第 2 号から第 4 号までの補足説明を終わります。何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（荒川 政義君） 続いて、佐々木環境生活部長。

○環境生活部長（佐々木義光君） それでは、議案第 5 号から議案第 8 号までの 4 議案につきまして、補足説明をさせていただきます。

議案第 5 号平成 2 9 年度周防大島町簡易水道事業特別会計予算について補足説明いたします。

まず最初に、簡易水道事業の統合及び地方公営企業の適用の推進につきましては、経理内容の明確化や透明性の向上、経営の効率化等を図る観点から、1 2 月の定例会でお知らせしましたとおり、本町におきましても平成 2 9 年 4 月 1 日に、前島、笠佐島及び浮島の 3 離島を除く 1 0 の簡易水道施設と 1 つの飲料水供給施設を統合することとし、統合後の給水人口が 5, 0 0 0 人以上となることから、必然的に地方公営企業会計法全部適用となる上水道事業の創設といたします。このため、平成 2 9 年度における簡易水道事業特別会計につきましては、前島、笠佐島及び浮島の 3 離島の簡易水道事業分について計上するものでございます。

特別会計予算つづりの 1 9 ページをお願いいたします。

第 1 条におきまして、歳入歳出予算の総額を 1 億 4, 4 3 7 万 5, 0 0 0 円と定めるものであります。上水道事業である水事業特別会計分を差し引いた予算となりますので、対前年度の単純対比につきましては、8 億 7, 8 1 9 万 5, 0 0 0 円の減、8 5. 9 % の減額予算となっております。

また、第 2 条により、2 3 ページの第 2 表地方債のとおり起債の目的を定め、その限度額について簡易水道事業債 3, 1 4 0 万円、辺地対策事業債 2, 5 6 0 万円とし、起債の方法及び利率、償還の方法を定めるものであります。

それでは、主なものにつきまして御説明させていただきますので、事項別明細書の 8 5 ページをお願いいたします。

まず歳入につきましては、1 款分担金及び負担金は新規加入を 1 件と見込み、3 万 2, 0 0 0 円を計上いたしました。

2 款使用料及び手数料 1 項使用料は、1 目給水使用料 1 節現年度分につきましては、平成

28年度調定見込み額等から推計し480万6,000円を計上し、2節滞納繰越分として1万円を計上しております。

86ページの3款県支出金1項県補助金1目簡易水道費県補助金1節簡易水道事業補助金は、浮島地区海底送水管布設事業に係る県補助金として5,000万円の計上でございます。

4款繰入金は、一般会計から3,252万2,000円を繰り入れて財源調整をしております。

87ページの7款町債は簡易水道事業債として3,140万円、辺地対策事業債2,560万円を計上し、海底送水管布設事業に係る島内施設整備等の経費に充当するものでございます。

次に、歳出につきまして、89ページをお願いいたします。

1款簡易水道費1項事務費1目総務費の総務一般経費として2,026万2,000円を計上しており、主なものといたしましては、19節負担金、補助及び交付金の水道事業企業会計への収納業務等負担金に係る人件費1名分909万8,000円を計上するとともに、27節公課費の消費税について1,062万3,000円等を計上しております。

続きまして90ページ、2項事業費1目維持管理費のうち、維持管理経費は1,456万5,000円を計上し、前島、笠佐島、浮島の3離島に係る簡易水道施設について維持管理を行うものでございます。主なものといたしましては、11節需用費のうち修繕費として漏水の修理や浄水装置等の修繕費501万1,000円、13節委託料のうち水質検査の196万3,000円、水道施設監視点検の250万円が主なものでございます。

続きまして91ページの2目設備費は、設備経費として浮島地区海底送水管布設事業に係る島内施設整備等の経費として、1億703万7,000円を計上しております。

浮島地区海底送水管布設事業につきましては、平成28年度から平成31年度の4年間で事業を実施する予定としており、平成29年度では当初予定しておりました海底送水管の布設工事等に先行して、島内施設整備の一部について実施するものでございます。平成30年度、31年度の2年間で海底送水管布設工事と残りの島内施設整備を実施する予定としております。

続きまして92ページの2款公債費は、起債償還元金159万1,000円、利子67万円、3款諸支出金は漏水減免等の還付金として5万円を、4款予備費は20万円の計上でございます。

以上が、議案第5号平成29年度周防大島町簡易水道事業特別会計予算の概要でございます。

続きまして、議案第6号平成29年度周防大島町下水道事業特別会計予算についてでございます。

予算書の25ページをお願いいたします。

第1条により、歳入歳出予算の総額を14億3,686万1,000円と定めるとともに、第2条により、29ページの第2表地方債のとおり、地方債の限度額を下水道事業債4億1,450万円、過疎対策事業債4億390万円の、合わせて8億1,840万円とし、起債の方法、利率、

償還の方法を定めるものでございます。平成28年度から本格的に下水道工事に着手しており、平成29年度におきましても久賀・大島地区公共下水道事業費の増額に伴いまして、対前年度比は4億6,237万6,000円の増で47.4%の増額予算となっております。

歳入歳出の主なものにつきまして、御説明をさせていただきます。事項別明細の103ページをお願いいたします。

まず、歳入の1款分担金及び負担金1項分担金1目公共下水道事業費分担金におきまして、1節現年度分と2節滞納繰越分を合わせて32万1,000円を計上しております。

2款使用料及び手数料1項使用料は、平成28年度調定見込み額等から推計し、1目公共下水道使用料は現年度分として6,068万4,000円を計上し、滞納繰越分として25万円、行政財産使用料1,000円の、合わせて6,093万5,000円を計上いたしました。

同じく2項手数料は、業者指定手数料と督促手数料を合わせて27万3,000円を計上しております。

104ページの3款国庫支出金1項国庫補助金は、安下庄及び東和片添地区公共下水道長寿命化計画、久賀・大島地区及び三ヶ浦地区下水道事業の補助金として、合わせて2億9,950万円で、補助率は2分の1でございます。

4款繰入金は、一般会計から2億5,561万7,000円を繰り入れて財源調整をしております。

続きまして、105ページの5款財産収入2項財産運用収入は、安下庄浄化センターの屋根貸し付けに係る建物貸し付け収入として4万円を計上いたしております。

6款諸収入2項雑入では、秋地区農業集落排水污水处理負担金等として、177万1,000円を計上しております。

106ページ、7款町債は、8億1,840万円の計上であります。内訳は、特定環境公共下水道事業等に伴う下水道事業債3億9,030万円及び下水道事業平準化債2,420万円、また過疎対策事業債として4億390万円を計上しております。

次に、歳出でございます。107ページをお願いいたします。

1款公共下水費1項事務費1目総務管理費のうち、職員人件費として職員8名分の給与等で6,675万4,000円を計上しております。

107ページから108ページでございます。

総務一般経費は2,025万9,000円の計上であり、主なものとしたしましては、13節委託料のうち、公営企業会計法適化移行支援業務に係る資産調査等が786万4,000円、19節負担金、補助及び交付金のうち、水道事業企業会計への収納業務負担金として、人件費1名分の909万8,000円を計上しております。

109ページ、2項事業費1目維持管理費は、維持管理経費として8,866万7,000円を計上し、安下庄及び東和片添地区公共下水道施設について維持管理を行うものでございます。主なものといたしましては、11節需用費のうち、電気・水道料の光熱水費1,423万円、修繕費としてブロワやマンホールポンプの修繕費1,025万1,000円、13節委託料のうち、処理施設維持管理業務3,143万5,000円、汚泥処理1,006万1,000円、また27節公課費の消費税377万9,000円でございます。

110ページの2目公共下水事業費のうち、設備経費は安下庄及び東和片添処理区における新規公共ますの設置工事請負費355万6,000円を計上しております。また、安下庄地区公共下水道事業は、施設の長寿命化計画策定業務委託料として500万円、東和片添地区公共下水道事業は、三ヶ浦の管渠基本設計1,400万円、施設の長寿命化計画策定業務委託料といたしまして400万円、合わせて1,800万円の計上でございます。

また、110ページから111ページにおきまして、継続事業の久賀・大島地区公共下水道事業は、10億6,582万1,000円を計上し、主なものといたしましては、13節委託料の測量・設計等の業務委託料1億2,285万8,000円、15節工事請負費の5億2,230万円、19節負担金、補助及び交付金の県過疎代行事業等に対する町負担金として4億295万円、水道管移設に係る補償金として1,300万円の計上でございます。

2款公債費は、起債償還元金1億3,833万6,000円、利子2,986万3,000円、合わせて1億6,819万9,000円を計上しています。

112ページ、3款諸支出金は過年度重複納付及び漏水減免の還付金等として10万5,000円、4款予備費は50万円の計上でございます。

以上が、議案第6号平成29年度周防大島町公共下水道事業特別会計の概要でございます。

次に、議案第7号平成29年度周防大島町農業集落排水事業特別会計予算について、御説明いたします。

予算書の31ページをお願いいたします。

第1条に定めますとおり、歳入歳出予算の総額を3億3,662万1,000円と定めております。

また、第2条により、35ページの第2表地方債のとおり地方債の限度額を6,770万円とし、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法について定めるものでございます。

対前年度比は466万1,000円の1.4%の増額予算となっております。

事項別明細書の123ページをお願いいたします。

歳入の1款分担金及び負担金1項分担金1目農業集落排水事業費分担金は、現年度分と滞納繰越分を合わせて31万8,000円を計上しております。

2 款使用料及び手数料 1 項使用料は、平成 2 8 年度調定見込み額等を考慮いたしまして、現年度分、滞納繰越分、行政財産使用料を合わせて 4, 8 2 8 万 1, 0 0 0 円を計上しております。

1 2 4 ページの 3 款県支出金 1 項県補助金 1 目農業集落排水事業費県補助金 1 節農山漁村地域整備交付金は 1, 0 0 0 万円の計上でございます。内容といたしましては、沖浦東、ほか 4 処理区の農業集落排水施設に係る、長寿命化機能保全計画等策定業務についての交付金で、1 処理区の交付金限度額は 2 0 0 万円となっております。

4 款繰入金は、一般会計から 2 億 1, 0 2 3 万 4, 0 0 0 円を繰り入れて財源を調整しております。

1 2 5 ページの 5 款財産収入 2 項財産運用収入は、4 地区の汚水処理浄化センターの屋根貸し付けに係る建物貸付収入として 8 万 2, 0 0 0 円の計上でございます。

1 2 6 ページの 7 款町債は、下水道事業債 1, 2 4 0 万円、下水道事業債平準化債 5, 1 1 0 万円、過疎対策事業債 4 2 0 万円、合計 6, 7 7 0 万円の計上でございます。

1 2 7 ページをお願いいたします。

歳出でございますが、1 款農業集落排水費 1 項総務管理費 1 目総務管理費は、職員人件費 1 名分の 4 7 1 万 5, 0 0 0 円を計上するとともに、1 2 7 ページから 1 2 8 ページにおきましては、総務一般経費 2, 2 1 2 万 6, 0 0 0 円の計上であります。主なものといたしましては、1 3 節委託料の公営企業会計法適化移行支援業務に係る資産調査等 1, 0 5 8 万円、水道事業企業会計への収納業務負担金として人件費 1 名分 9 0 9 万 8, 0 0 0 円を計上しております。

1 2 8 ページから 1 2 9 ページにおきまして、2 項事業費 1 目維持管理費は、維持管理経費として 1 億 2, 8 4 7 万 7, 0 0 0 円を計上し、沖浦東地区ほか 5 地区の施設維持管理を行うものがございます。主なものといたしましては、1 1 節需用費のうち、各浄化センターやマンホールポンプ場に係る電気・水道料の光熱水費 1, 7 9 8 万 8, 0 0 0 円、修繕費につきましては爆気ブロワ等の修繕費として 6 1 1 万 4, 0 0 0 円、1 2 節役務費のうち手数料については、余剰汚泥処理に要する手数料として 1, 6 2 3 万 4, 0 0 0 円、また 1 3 節委託料につきましては、処理施設維持管理業務や計装設備保守点検等として 8, 0 0 9 万 8, 0 0 0 円、2 7 節公課費では、消費税 2 4 7 万 5, 0 0 0 円を計上しております。

2 目農業集落排水事業費におきましては、設備経費として、秋地区マンホールポンプ通報装置用の更新や新規公共ますの設置工事請負費として 4 5 1 万 1, 0 0 0 円を計上し、農業集落排水施設の長寿命化機能保全計画策定業務として 1, 2 3 5 万 5, 0 0 0 円を計上しております。

1 3 0 ページ、2 款公債費は、起債償還元金 1 億 3, 7 8 3 万 8, 0 0 0 円、利子 2, 5 9 9 万 4, 0 0 0 円を、また 3 款諸支出金は、過年度重複納付及び漏水減免に係る還付金等として 1 0 万 5, 0 0 0 円、また 4 款予備費として 5 0 万円の計上でございます。

以上が、議案第7号平成29年度周防大島町農業集落排水事業特別会計予算の概要でございます。

続きまして、議案第8号平成29年度周防大島町漁業集落排水事業特別会計予算でございます。予算書の37ページをお願いいたします。

第1条により、予算総額を3,999万2,000円と定めております。

また、第2条により、41ページの第2表地方債のとおり地方債の限度額を900万円とし、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法について定めるものであります。

対前年度比は、135万2,000円の3.5%の増額予算となっております。

事項別明細の143ページをお願いいたします。

歳入につきましては、1款使用料及び手数料1項使用料は、平成28年度調定見込み額等を考慮いたしまして、現年度分、滞納繰越分、行政財産使用料を合わせて304万1,000円を計上しております。

2款繰入金では、一般会計から繰入金として2,794万5,000円を計上しております。

145ページ、5款町債は、下水道事業債420万円、下水道事業債平準化債480万円、合わせて900万円の計上でございます。

次に、147ページ歳出でございます。

1款漁業集落排水費1項総務管理費1目総務管理費は総務一般経費について計上しており、主なものといたしましては、13節委託料の公営企業会計法適化移行支援業務に係る資産調査等429万1,000円を含め、444万1,000円を計上しております。

147ページから148ページでございますが、2項事業費1目維持管理費は、維持管理経費として1,733万9,000円を計上し、浮島処理区の排水処理施設の維持管理を行うものでございます。その主なものといたしましては、11節需用費のうち、施設の光熱水費275万4,000円、処理場内爆気ブロワ等の修繕費174万6,000円、13節委託料では、処理施設維持管理業務や水質検査等1,119万3,000円の計上でございます。

149ページの2款公債費は、起債償還元金1,539万4,000円及び利子250万3,000円、合わせて1,789万7,000円を、また3款諸支出金は、過年度重複納付及び漏水減免に係る還付金等として1万5,000円を、4款予備費は30万円を前年度と同額計上いたしました。

以上が、議案第5号から第8号までの特別会計新年度予算の補足説明でございます。

何とぞ、慎重なる御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。補足説明を終わります。

○議長（荒川 政義君） 次に、奈良総務部長。

○総務部長（奈良元正昭君） 議案第9号平成29年度周防大島町渡船事業特別会計予算について、

補足説明をいたします。

特別会計予算書の43ページをお願いいたします。

第1条におきまして、歳入歳出予算の総額を8,689万4,000円と定めております。

それでは、その概要につきまして事項別明細書で御説明をさせていただきます。153ページをお願いいたします。まず、歳入でございます。

1款使用料及び手数料1項使用料は、前島航路173万3,000円、情島航路150万3,000円、浮島航路1,016万1,000円と見込み、合わせて1,339万7,000円の計上でございます。

2項手数料は手荷物等の手数料でございますけれども、3航路を合わせて232万2,000円の計上でございます。

154ページの2款国庫支出金は、それぞれの航路に係る国庫補助金として2,417万7,000円を計上いたしました。

3款県支出金は、航路補助金として2,874万3,000円の計上でございます。

155ページ、4款繰入金は、一般会計から1,540万7,000円を繰り入れることとしております。

6款町債は、前島の発着場橋製作設置経費の財源となる交通事業債及び過疎対策事業債の計上でございます。

157ページをお願いいたします。歳出でございます。

1款事業費1項事務費1目総務費の職員人件費は1名分の計上でございます。

総務一般経費は、3航路運営のための事務経費の計上となっております。

158ページからの2項事業費1目前島航路運航費は2,367万8,000円の計上で、職員人件費及び賃金が主なものでございますが、前島の発着場への橋が老朽化により腐食していることから新規に橋の製作に必要な経費を計上したところでございます。

160ページ、2目情島航路運航費も1,965万円の計上ですが、職員人件費及び賃金がその主なものでございます。

161ページ、3目浮島航路運航費は3,286万6,000円の計上で、3航路合わせて前年度比186万3,000円の増、7,619万4,000円の計上となっており、前島航路運航費の発着場橋の製作に係る経費が影響しているところでございます。

予備費は、昨年同額の20万円の計上でございます。

以上が、議案第9号平成29年度周防大島町渡船事業特別会計予算の概要でございます。

何とぞ、慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。補足説明を終わります。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりました。暫時休憩をします。



午後 3 時 26 分休憩

午後 3 時 39 分再開

○議長（荒川 政義君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。質疑は議案ごとに行います。

議案第 2 号平成 29 年度周防大島町国民健康保険事業特別会計予算について、質疑はございませんか。砂田議員。

○議員（4 番 砂田 雅一君） 1 つは、平成 30 年度から県事業に国保を移管しますが、そういう意味ではあと 1 年ということになります。どういう手順で、29 年度で税率、税額が決められていくのかお伺いをいたします。また、いつ頃それが判明していくのか。こっちからの上納金の金額が決められたりっていう手続きの段階があると思うんですが、今わかっている状態のところでお伺いをいたします。

それから、7 ページの繰入金ですが、例の国費 1,700 億円の各町村に配分される分が今年度も入っています。この 5 千何がしかは、どういうふうに使われる御予定なのか、国は 1 人当たり 5,000 円の引き下げ効果があるということも書いているようですが、どういうふうに使われる予定なのか、その 2 点を伺います。

○議長（荒川 政義君） 平田健康福祉部長。

○健康福祉部長（平田 勝宏君） 私のほうから、まず 1 点目の県事業への移管のスケジュール的なことについて、まず御説明をさせていただきます。

県事業への移管につきましては御承知のとおりで、平成 27 年の 5 月に国保の一部改正がございまして、平成 30 年に国保の県単位化というふうになっております。

それで、現在、その事務作業を進めているわけですが、県へ国保事業の納付金を納めて、そして、その納付金をもとに県の事業を行っていただくということでございますが、県単位化で県内の市町とともに、県におきましては国保の構造的な問題への対応、国の行為負担の拡充を受けて、国保財政の基盤強化を進めていくというふうなことで、今回、大きく県へ国保事業納付金を納める制度や県の標準保険料の提示を受けまして、町が独自の保険料を決めていくというふうなことになるわけですが、今後、どのようなスケジュールでということですが、県の試算結果、現在、昨年 9 月末に県のほうに提出をしております関係データの集計なり、試算結果の公表を県が現在準備を進めているところでございますが、その試算結果をもとに、県国保連合会、そして、県内の市町で構成する県連携会議や県の国保運営協議会におきまして、保険料の激変緩和を考慮した山口県の算定ルールの詳細について審議決定を行いまして、そして、ことしの秋以降に県から平成 30 年度の県へ納める国保納付金、また、標準保険料率の提示を受けまし

て、その納付金なり標準保険料率の提示を受けて、今度は実際に周防大島町が保険料を決定をしていくというふうなスケジュールになるわけでございます。

現在の情報としては、秋頃に平成30年度の納付金なり、標準保険料が提示されるであろうというふうな、現在のスケジュールとしてはそのような情報をいただいております。ですから、県の納付金に見合う標準保険料を示されたのちに、今度は実際に周防大島町の中で保険料率なりを協議して、そして決めていくというふうなことになるかと思います。これについては、最終的には町の国保運営協議会等にもお諮りをし、また、議会等にもお諮りをしてからというふうなスケジュールになろうかと思います。

現在わかっているスケジュールとしては、このような状況でございます。

もう1点につきまして、7ページの繰入金のところでございますが、保険基盤安定繰入金につきましてですが、これについては国が2分の1を負担しまして、県と町が各4分の1を負担して、一般会計から保険者支援分として繰り入れているものでございます。これについては平成27年度、1,700億円の決定が決まったのちに、保険者支援というふうな措置として実施をされているものでございます。

ということよろしゅうございますでしょうか。

○議長（荒川 政義君） 砂田議員。

○議員（4番 砂田 雅一君） この5,443万5,000円が、今、部長さんおっしゃったように、そういうところに入っておるわけですが、これをいろいろな使い方をしているところがあるわけです。国保税の引き下げのための財源として、いろいろなやり方でこれを充てるという使い方をしているところもあるし、そうでないところもあるし、周防大島町としては、この5,443万5,000円をどういうふうに使われる腹づもりなのか、そこをお伺いいたします。

○議長（荒川 政義君） 永田健康増進課長。

○健康増進課長（永田 広幸君） こちらの保険基盤安定の国の繰り入れにつきましては、先ほど部長が申しましたように、国が2分の1、町と県が4分の1ずつを出して負担をするということでございますけれども、こちらにつきましては、目的のほうが高所得者に対する軽減措置に対して公費で負担するというところに入ってくるものでございます。

その使用目的といたしましては、本来であれば保険税の安定とか、国保財政の安定とかという形で使われるものということで、これに使いなさいというもので指定されたものではございません。ということで当町の現状を考えてみますと、国保税、国保特会全体に使われるということで、それをもって国保税の引き下げというところのもくどに充てておるものでもございません。

また、そのことによって5,400万円強の収入があるということで、少なからず一般会計の繰り入れの低減にはつながっておるというところであろうかと思っております。

御理解をください。

○議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第3号平成29年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計予算について、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第4号平成29年度周防大島町介護保険事業特別会計予算について、質疑はございませんか。砂田議員。

○議員（4番 砂田 雅一君） 明細書の63ページの地域支援事業というのがずっとあるんですが、昨日、条例廃止の議案で7施設の通所施設が廃止されます。これがおそらく保険給付からあの7施設を外して、この地域支援事業に組み入れるということになるんじゃないかと思うんですが、まず1つはそういうことでいいのか。だとしたら、きのうの議案の前に伺った時点では、それを廃止するからといってサービスの質そのものを変えるものではないということも伺っていたんです。だけど、ほかのところでは、こういうことによって安価なサービスに変わってしまったりとか、単なる家事代行になってしまってサービスの質が低下しているということが起きている、そういう自治体があるということも書いてあります。

この通所施設の地域支援事業で、どういうふうに今までのサービスを低下させないような方策がとられるのか、その辺をお伺いをいたします。

○議長（荒川 政義君） 近藤介護保険課長。

○介護保険課長（近藤 晃君） 2点ほど御質問がありましたので御回答を申し上げたいと思います。

まず、昨日条例を廃止した、いきがいデイサービスという部分でございますが、これについては基準を緩和をした通所型サービスに全て移行をいたします。まずこれが1点でございます。

2点目で、他の先行自治体でなかなかこういった総合事業がうまく機能をしていないという報道がされていると、こういったことは当然私たちも存じ上げております。

まず、基準を緩和したという部分が、なかなか御理解が難しいところがあるかなというふうに思いますので、少しでもその内容を触れまして、それからどういう対応をしておるということを申し上げたいというふうに思っております。

まず、最初に御理解をいただきたいんですけども、このたび、いわゆる介護予防給付、介護給付という形の中で行われていたヘルパーとか、デイサービスのサービスと全く同じものは残る、

市町村事業になっても残るということは、まず御理解をいただきたいというふうに思っております。給付のお金の額も全く同様でございます。

それから、基準を緩和したという部分でございますけれども、例えばヘルパーの部分でいいますと、基準を緩和するということは何かは緩和するという意味ですから、通常、ヘルパーのサービスというのは、身体介護と生活支援というものを一体的に提供するというところでございまして、緩和した部分でいいますと、今回緩和する部分は生活支援のみを行う部分のみ緩和をするということでございます。

通所型デイサービスでいいますと、これはいわゆるサービスを提供する人、従来であれば通常のデイと同じ形でございますから専門の人ということになりますけれども、基準を緩和をするということでございますから、そこは働く人の基準を緩和する、つまり専門職でなくても雇用労働者であってよいというところ。

それから時間の緩和、今回2つタイプをつくっておりますけれども、2時間以上と3時間以上という形をつくっております。

いきがいデイという部分に移行するということも申し上げておりますけれども、実際には、きょうの一般会計のほうでも少し御質問もあったかと思っておりますけれども、CCRCという取り組みの中で、社会実験ということで、介護予防サロンというものも実施しております。

ですから、いきがいデイはもう平成12年からずっと行ってきたわけでございますけれども、CCRCの介護予防サロンということで、1年間かけて実は社会実験をして、その成果については、山口大学の医学部のほうにその成果の検証を行っていただいた上で、今回、事業化を行ってきたということで、当然ですが、サービスの低下を招くことが当然あってはなりませんので、そういうことは十分気をつけて、これまでサービスをつくり上げてきたということで御理解を賜りたいというふうに思っております。

そのほか、サービス累計でございますけれども、それ以外に、実は住民とかボランティアだけで行う訪問型ヘルパー、それから、デイという形のものもつくっております。

ですから、非常に多様なサービスをつくっております、最終的にそのサービスを使う使わないという部分については、これはあくまで利用者のほうで決定をしていただくという流れでございますので、その旨、御理解をいただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第5号平成29年度周防大島町簡易水道事業特別会計予算について、質疑はございません

か。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第6号平成29年度周防大島町下水道事業特別会計予算について、質疑はございませんか。  
砂田議員。

○議員（4番 砂田 雅一君） 108ページの負担金補助及び交付金受給のところの中に、広島  
広域都市圏連携中枢関係事業負担金3万2,000円というのがあって、下水道の会計でそうい  
う負担金があるというのは異質な感じもちょっとするんですが、なぜ、この下水道の会計にこの  
負担金を計上しなければならないのか伺いたいと思います。

○議長（荒川 政義君） 奈良元総務部長。

○総務部長（奈良元正昭君） これは、昨年度から広島広域都市圏でいろんな事業を取り組んでお  
ります。

そういった中で、まず下水道関係の職員研修とか、それから広域で連携しての汚泥の処理等々  
が発生するというを想定して、こういった下水の会計のほうでも広域都市圏への負担金を計  
上させていただいておるということでございます。

○議長（荒川 政義君） 砂田議員。

○議員（4番 砂田 雅一君） 負担金を負担をするということは、この事業が下水道関係でメリ  
ットがあるということですよ。

そうすると、この下水道の関係の職員の旅行とか研修とか、そういうことを言っているんです  
か。ちょっとよくわかりませんので、もう少しやさしく詳しくお願いします。

○議長（荒川 政義君） 奈良元総務部長。

○総務部長（奈良元正昭君） まず下水道関係の職員の研修でございます。それと、共同での汚泥  
処理の研究をするということで、そういったのを広島広域圏でやろうということでの負担金、研  
修のための負担金ということでございます。

○議長（荒川 政義君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでございますので、質疑を終結します。

議案第7号平成29年度周防大島町農業集落排水事業特別会計予算について、質疑はございま  
せんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第8号平成29年度周防大島町漁業集落排水事業特別会計予算について、質疑はございま

せんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第9号平成29年度周防大島町渡船事業特別会計予算について、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

お諮りします。平成29年度周防大島町特別会計予算の質疑が終結しましたので、議案第2号から議案第9号までの8議案を昨日配布しております議案付託表により、所管の常任委員会に付託することにしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 異議なしと認めます。よって、議案第2号から議案第9号までの8議案を昨日配布いたしました議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託することに決定しました。なお、討論採決は会期中の最終日の本会議といたします。

---

#### 日程第10. 議案第10号

#### 日程第11. 議案第11号

○議長（荒川 政義君） 日程第10、議案第10号平成29年度周防大島町水道事業企業会計予算から日程第11、議案第11号平成29年度周防大島町病院事業局企業会計予算までの2議案を一括上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。佐々木環境生活部長。

○環境生活部長（佐々木義光君） それでは、議案第10号平成29年度周防大島町水道事業企業会計予算につきまして、補足説明をさせていただきます。

御手許の周防大島町水道事業企業会計予算書の1ページをお願いいたします。

第1条は、総則でございます。

第2条は、業務の予定量について定めております。給水件数を1万1,000件、年間総給水量を215万立方メートル、一日平均給水量を5,890立方メートルと予定し、主要な建設改良事業を下水道工事に伴う水道管移設事業4,380万円、棕野地区配水管布設事業1,720万円としております。

第3条は、業務の予定量に基づきまして、収益的収入及び支出について定めるものでございます。

収入につきましては、第1款水道事業収益が8億6,450万6,000円。内訳といたしましては、第1項営業収益4億630万6,000円、第2項営業外収益4億5,819万9,000円、

第3項特別利益が1,000円でございます。

支出につきましては、第1款水道等事業費用が9億3,067万6,000円。内訳といたしましては、第1項営業費用7億9,193万5,000円、第2項営業外費用5,538万3,000円、第3項特別損失8,305万8,000円、第4項予備費30万円でございます。

続きまして2ページでございますが、第4条資本的収入及び支出では、収入につきましては、第1款資本的収入が6,100万円。内訳といたしましては、第1項企業債4,250万円、第2項負担金1,850万円でございます。

支出につきましては、第1款資本的支出2億3,254万9,000円。内訳といたしましては、第1項建設改良費6,100万円、第2項企業債償還金1億7,144万9,000円、第3項予備費10万円でございます。

資本的支出の第1項建設改良費6,100万円につきましては、資本的収入の第1項企業債4,250万円及び第2項負担金1,850万円を財源とし、第2条の業務の予定量の主要な建設改良事業に記載のとおり、下水道工事に伴う水道管移設事業4,380万円及び棕野地区配水管布設事業1,720万円を実施するものでございます。

なお、資本的収入が資本的支出に対し不足する額1億7,154万9,000円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額314万8,000円、引継未収金4,768万1,000円、損益勘定留保資金1億2,072万円を補填するものとしております。

第4条の2、特例的収入及び支出につきましては、地方公営企業法施行令第4条第4項の規定により、当年度に属する債権及び債務として整理する未収金及び未払金の金額は、それぞれ1億3,674万3,000円及び8,906万2,000円としております。

第5条は、企業債について定めるもので、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めております。内訳といたしましては、公共下水道工事に伴う水道管移設事業及び棕野地区配水管布設事業について、それぞれ限度額を2,530万円及び1,720万円としております。

公共下水道工事に伴う水道管移設事業につきましては、下水道工事に係る県過疎代行事業に伴い久賀地区流田及び棕野地区山下浜、また、町下水道工事に係る県代行事業に伴い棕野地区山下浜及び三蒲地区の東浜北について、また、棕野地区配水管布設事業につきましては、棕野長浦地区の給水区域拡大に伴い水道管を布設するものでございます。

3ページの第6条は、一時借入金の限度額を7,000万円と定め、第7条は、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、消費税及び地方消費税に不足が生じた場合、営業費用及び営業外費用の間の流用と定めています。

第8条は、議会の議決を経なければ流用することができない経費は、職員給与費1億1,386万

8,000円と定め、第9条は、他会計からの補助金について、水道事業健全財政運営のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額を3億9,945万3,000円と定めています。

第10条では、器具費や材料費等のたな卸資産購入限度額は1,050万円と定めるとしています。

附属資料としまして、5ページ以降に予算説明書を添付してございます。

以上が、議案第10号平成29年度周防大島町水道事業企業会計予算についての補足説明でございます。何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 次に、石原公営企業管理者。

○公営企業管理者（石原 得博君） 議案第11号平成29年度周防大島町病院事業局企業会計予算の補足説明を申し上げます。

御手許の平成29年度周防大島町病院事業局予算書の1ページをお開きください。

第1条は総則でございます。

第2条は業務の予定量について定めております。

病床数、定員につきましては、平成28年度予算からの変更はございません。病院の入院患者数は計8万7,965人で、次に2ページをお願いいたします。外来患者数は計13万667人を見込み、介護老人保健施設の利用者数は入所4万5,625人、通所4,636人を見込んでおります。

次の3ページをお願いいたします。

大島看護専門学校の学生数は、1、2、3学年の計111人を見込んでおります。

主要な建設改良事業につきましては、のちほど第4条の資本的収入及び支出で御説明申し上げます。

4ページをお開き下さい。

第3条は収益的収入及び支出について定めるもので、業務の予定量に基づきまして、収入を合計57億8,362万7,000円。5ページをお願いいたします。支出を合計57億8,352万4,000円と見込んでおります。

また、医療の確保事業として、修学資金貸し付けや患者輸送車の運行、特殊診療科の確保のための資金として、4ページ冒頭に記載してありますとおり、企業債1億4,670万円の借り入れを予定しております。

次に6ページをお開き下さい。

第4条は資本的収入及び支出について定めるもので、資本的収入を合計2億9,500万円、支出を7ページに記載しておりますように、合計8億1,589万1,000円と見込んでおります。6ページ冒頭に記載しておりますように、資本的収入額が資本的支出額に不足する5億



2,089万1,000円は、損益勘定留保資金で補填するものとします。

資本的収入につきまして、東和病院の企業債2億5,160万円、橘病院の企業債940万円、大島病院の企業債2,590万円、大島看護専門学校の企業債810万円は、改修工事及び医療機器整備のための病院事業債及び過疎債借入れを見込んでおります。

支出につきましては、東和病院の建設改良費4,779万6,000円は超音波診断装置ほか9品目の機器整備を、企業債償還金3億1,112万6,000円は平成29年度の償還予定額を見込んで計上しております。

橘病院の建設改良費542万円は超音波診断装置ほか3品目の機器整備を、企業債償還金9,312万6,000円は平成29年度中の償還予定額を見込んでおります。

大島病院の建設改良費2,471万9,000円は注射薬カートほか8品目の機器整備を、企業債償還金2億2,969万5,000円は平成29年度中の償還予定額を見込んで計上しております。

やすらぎ苑の企業債償還金2,568万6,000円は、平成29年度中の償還予定額を見込んでおります。

さざなみ苑につきまして、次のページにまたがりませんが、企業債償還金2,929万1,000円は平成29年度中の償還予定額を見込み、計上しております。

大島看護専門学校の建設改良費820万7,000円は、学生寮の自動火災報知設備更新工事、実習用モデル人形ほか1品目の機器整備を、企業債償還金4,082万5,000円は平成29年度中に償還する予定額を見込み、計上しております。

第5条は企業債について定めるもので、借入限度額を6億2,300万円と定めております。

第6条は一時借入金の限度額を10億円と定めております。

第7条は議会の議決を経なければ流用することのできない経費を定めるもので、8ページにまたがりませんが、給与費計31億9,660万6,000円、交際費240万円を計上しております。

第8条は他会計からの補助金について定めるものです。計9億8,679万円の繰り入れを予定しております。

第9条は薬品や診療材料等のたな卸資産の限度額を定めております。9ページを開いていただきまして、業務の予定量に基づき10億7,254万1,000円と見込み、定めております。

第10条は重要な資産の取得及び処分について定めるもので、取得する資産として機械3品目をあげております。また、処分する資産として機械3品目をあげております。

附属資料といたしまして、10ページ以降に予算に関する説明書を添付してございます。

以上が平成29年度周防大島町病院事業局企業会計予算の内容でございます。どうかよろしく御審議いただき、御議決賜りますようお願い申し上げます。補足説明を終わらせていただきます。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。

議案第10号平成29年度周防大島町水道事業企業会計予算について、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第11号平成29年度周防大島町病院事業局企業会計予算について、質疑はございませんか。砂田議員。

○議員（4番 砂田 雅一君） 山口県の医療計画に基づきまして、今、県内を8つの医療圏に分けて病床数の決定を行っている最中だと思います。

例えば、柳井医療圏の療養型の病院では560床ぐらいの病床にしようということが県から示されて、調整会議というものがそれぞれ医療圏ごとに開かれているようですが、現在の話し合いの状況といたしますか、またはこの先の見通しといたしましうか、または管理者がお考えの方針といたしましうか、その辺の現在の時点でのお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（荒川 政義君） 石原公営企業管理者。

○公営企業管理者（石原 得博君） 砂田議員さんの御質問にお答えいたします。

地域医療構想は、平成26年6月に制定された医療介護総合確保推進法の1つとして策定されました。山口県は、議員さんの言われるように、8つの2次医療圏で構想を区域ごとに、地域医療提供体制の将来のあるべき姿を示すことになりました。そして、27年5月に第1回柳井地域医療圏地域医療構想策定協議会が、さらに28年度まで計3回協議が開催されました。

その主な内容は、適正病床数が国・県から示されましたが、委員会では病床数削減は難しいとの意見に対し、県も国も強制するものではない、みずからが理解してみずからが減らしてほしいということで、継続というか、そこに病院機能検討部会が設置されました。

議員さんが御指摘されましたように、2月15日にその委員会が柳井地区で開かれましたので、その概要を御報告申し上げます。

柳井医療圏とは、柳井市、周防大島町、平生町、田布施町及び上関町です。病院としては、周東病院が360床、柳井医療センターが280床、そして、東和病院125床、橘病院36床、大島病院99床、光輝病院が920床及び坂本病院の100床で、病床数は計1,920床です。これに有床診療所は125床、例えば、安本が19、山中が19、こういうのがほかの地区にあります、それが125床で、計2,040床です。

ですが、県及び国の必要病床数としては1,091床ということで、954床が過剰である。この954床をどうにかされてはいかがですかというのが国と県、やりなさいということではなしに、みずからということで、あくまでも統計上のことで、何年までに1,091床にしないといけないと言っているわけではありません。

ただ、前回の会議でも、いずれの病院も2022年には現状のままであると。ただ、光輝病院が30年度の診療報酬の改定によっては減らすかもわからんし、そのときには老健とか特養と、そういうものに変えるので、その費用を国・県が面倒を見る、それをこの部会ではサポートしようということが結論で出ました。

ですから、現在のところ、どの病院も減らす気は全くありませんで、周東病院が360床のうち高度急性期を何ぼ持つかということとか。柳井医療センターは特殊なんですよ難病で、特に神経難病等ありますので、ここは柳井医療圏だけでなくもよそから来ると。あとはうちの3病院と坂本病院ですので、現在、減らすつもりはないということですが、ただ、皆さんも御理解、御了承いただきましたが、東和病院は125床が114床になります。これは、今まで西棟が71床あって11床は使っていませんでしたので、今度の改修で60床にしましたのでそういうことで、東和病院が114床、橘が36床、大島病院の99床は変わらないということです。

以上です。

○議長（荒川 政義君） ほかにございませんか。小田議員。

○議員（13番 小田 貞利君） 28年度の東和病院の改修で、3病院のあらかたの改修は終わったように思いますが、これで大きな経費は必要ないと思いますが、今までどおり、3病院、2老健、1看護学校を維持していくという考え方で、今と同じ形態であとどのぐらいやっていけるのかお考えでしょうか。

○議長（荒川 政義君） 石原公営企業管理者。

○公営企業管理者（石原 得博君） その件につきましては、非常に厳しくて、毎月監査委員からも御指摘いただき、御存じのように外部からコンサルを入れて検討しているところですが、私が8年前に椎木町長から任命されたときに、3病院、2老健、1大島看護学校、そして、訪問看護ステーション、4居宅事業支援所を維持するというか、堅持するというで引き受けましたので、まだ私はこの5月まであるんですが、本年はそれですが、現状を考えてみて、経営、非常に難しく、小田議員さんの言われるように、今のままでいったら、持っている金が8年ぐらいですかね、現状では。

ただ、この4月から、今ちょうど東和病院改修で整形外科の手術もできないのですが、整形の手術も3月から始めますし、4月1日から外科の先生が東和病院に来られますし、大島病院にも整形の先生が常勤として来られますので、外科系の手術に期待はしているのですが、それで何億もの赤字が埋められるかどうかはちょっと難しいところで、それは非常に悩んでいるところで、町長さんも夜も眠れないということ言われているぐらい、私もちょっと夜寝ずに、昼、寝て頑張っているんですが。いらんことを言うと怒られるんですが。（発言する者あり）

○議長（荒川 政義君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 3病院2老健1看護学校は非常に大切な周防大島町にとっては財産であります。これを堅持するというのが、これまでずっと合併後の前の町長からもそういう引き継ぎを受けて私も続きにやってきたわけでございますが、いずれにしましても、今、周防大島町の一番大事な定住対策ということでございますが、定住対策を進めるときに、医療の関係、介護の関係、そして教育の関係というのはものすごく移住を進めるためには大きな必要な要因だと思っ  
ているわけでございます。

周防大島町といったら非常に、3病院。面積は当然大きいですから、1つではなかなか難しいということから、3病院がずっとあってきたと思うんですが、そのように地域の中ですぐ近くに病院があるということは、定住対策にも大変必要なことだと。そして、子育て支援も大切なことだと思いますが、やはり経営が成り立たなければ、この3病院2老健を堅持するというのは大変難しい状況でございます。

一昨年ぐらいから監査委員さんからも大変厳しい御指摘を受けて、皆様にも監査委員の御意見というのは指摘事項としてから配布されておるので、ご覧いただいていると思っておりますが、私も、そのことについては大変大きな赤字が出ておるわけですから、今、管理者のほうから言われましたが、本当にこのことを考えると夜も寝られんということがあるわけでございます。

これは一つには、私たちが合併後に受け継いだときというのが、ちょうど平成20年頃に大島病院の建て替えをしなければならぬという時期にありました。平成22年に大島病院の改築の着工をしたわけです。そして、それは膨大な費用をかけてから大島病院の建て替えになりました。これを建て替えなければならなかったというのは、皆さん、その当時からおられた議員さんは一番よくわかっていると思うのですが、大島病院は相当老朽化しておりまして、耐震性にも問題がありましたし、密閉性にも問題がありました。だから、耐震補強をするということではできない建物だったということからして、全面改築ということになりますと大変大きな予算がかかりました。

その後、東和病院の東棟がやはり耐震改修ができない建物ということで改築を行いました。そして今、東和病院の最後の改修が行われておるわけですが、この間、相当な膨大な投資をしてきたわけでございまして、これが今どんどん償還が始まっておる、起債償還が始まっているということでございます。

しかしながら、従来の企業債で全て建て替えるというやり方をしておったんですが、合併があったものですから、合併特例債が4分の1使える、過疎債が4分の1使える、今度の2分の1は企業債だということで、起債自体はすごく有利な起債が使われているということではあります、いずれにしましても、その額が膨大な額でございましたので、大変これからの十数年間がこの起債償還に対して大きな負担になってくるであろうというふうに思っているところでございまして、何とかこれを乗り切らなければならないというふうな思いしております。

それで、先ほどの砂田議員さんの御質問にもありましたが、例の山口県の地域医療構想というのは、なぜこのように病床削減をやろうというふうな話が出てきておるのかということですが、実はその背景をぜひとも皆さん方にも御理解いただいております。実は、柳井保健医療圏の平成22年の人口は8万6,600なんです。それが、平成25年には7万400、そして平成50年には5万5,000になる。要するに、22年から比べると、35%、人口が減少するという推計が出ております。

なお、75歳以上の人口は、平成22年に1万7,000人、37年には1万9,000に膨らみますが、平成52年には1万5,000に落ちるわけです。要するに、高齢者、後期高齢者自体も減ってくるという状況にはなってくるわけでありまして。

そこで、この柳井保健医療圏の中で山口県の地域医療構想というのをどうしても検討しなければならない時期に来ている。将来、人口がそこまでいって、そこで検討しようという話じゃとても遅いよということで、この推計をもとにいろいろ検討がなされてきたわけでありまして、私もこの1回から3回までの会議には全部出たんですが、実はこの病床削減というのは、確かに人口から推計すると病床削減しなければ将来やっていけない。要するに、入る患者が少なくなるということを示しておるわけですが、しかしながら、どこの民間も私たちの公立の病院も同じなんです。病床削減をすることによって効率化が図れるというのはいいと思いますが、病床削減をやってこの病院の運営ができなくなる、どんどん赤字になってくるということになりますと、これは誰も、民間であろうと公立であろうと、病院の運営ができないということにもかかわらず病床削減をするというのはなかなか踏み切れないというふうに思うわけです。だから、これは強制するものではないというふうに私も聞いておりますが、しかしながら、この人口の減少を見ると何らかのことを考えなければならないというふうにも思います。

今、石原管理者からもありましたが、この柳井医療圏は特にまた、急性期でないような部分、回復といいますか、そこらあたりには大変大きなベッド数があります。周防大島町の町立病院もいずれ何らかのことを考えなければならないと思いますが、大変難しい問題はやはり病床の削減と、もう一つは運営、経営が果たして健全にできるかということが一番大きな問題でございます。健全な運営ができるのであれば、それは病床削減もやむを得ないと思いますが、そこらあたりが非常に悩ましいところではあるのですが、もう一つは、今、赤字体制になっている要因は、先ほど申しあげましたように、短期間のうちに橘病院が平成12年、そして22年、24年に東和病院というふうにずっと連続して、そしてその間には老健を2つ作り、また老健の改修もやって参りましたので、膨大な投資をしております。だから、それらの起債の償還が当然大きくなるしかかってくるということもありますので、何とかこの収入を上げるということしか今のところ手がないというふうに考えておるのですが、それか何らかの大きな財源を求めなければならない

というふうに思っております。

私も今からもっともっと努力をしなければならないと思いますが、議会の皆様方と一緒にあって、この大変大きな財産であります町の病院や老人保健施設また看護学校というものは、ぜひとも周防大島町にとって将来にわたって大切なものだと思うわけでございまして、これは町民みんなで努力をしながら、何とか健全な運営をしていくという努力をさせていただきたいと思うところでございます。

○議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

平成29年度周防大島町企業会計予算の質疑が終結しましたので、議案第10号から議案第11号までの2議案を昨日配布いたしました議案付託表により所管の常任委員会に付託することにしたと思います。

御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 異議なしと認めます。よって、議案第10号から議案第11号までの2議案を昨日配布いたしました議案付託表のとおり所管の常任委員会に付託することに決定しました。

なお、討論採決は会期中の最終日の本会議といたします。

---

日程第12. 議案第12号

日程第13. 議案第13号

日程第14. 議案第14号

日程第15. 議案第15号

日程第16. 議案第16号

日程第17. 議案第17号

日程第18. 議案第18号

日程第19. 議案第19号

日程第20. 議案第20号

日程第21. 議案第21号

○議長（荒川 政義君） 日程第12、議案第12号平成28年度周防大島町一般会計補正予算（第4号）から日程第21、議案第21号平成28年度周防大島町公営企業局企業会計補正予算（第3号）までの10議案を一括上程し、これを議題とします。

質疑は3月7日の本会議で終了しておりますので、これから討論採決に入ります。

議案第12号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第12号平成28年度周防大島町一般会計補正予算（第4号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第13号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第13号平成28年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）について原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第14号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

議案第14号平成28年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）について原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第15号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第15号平成28年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

議案第16号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第16号平成28年度周防大島町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第17号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第17号平成28年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算（第3号）について原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第18号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第18号平成28年度周防大島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）について原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第19号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第19号平成28年度周防大島町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）について原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第20号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第20号平成28年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算（第3号）について原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。



議案第21号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第21号平成28年度周防大島町公営企業局企業会計補正予算（第3号）について原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

○議長（荒川 政義君） 以上で、本日の日程は全部議了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

次の会議は3月22日水曜日午前9時30分から開きます。

○事務局長（福田 美則君） 御起立願います。一同、礼。

午後4時39分散会

---